

第 11 日目〔12 月 18 日〕

○議 長（山田 勝君） おはようございます。散会前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は 26 名であります。これから本日の会議を開きます。なお、病院事業管理者から公務のため欠席の届け出がでておりますので報告いたします。

〔午前 9 時 30 分〕

○議 長 本日の日程はお手元に配付いたしました、議事日程第 6 丸正のとおりいたします。

○議 長 それでは議事に入ります。

日程第 1、報告第 12 号 地域医療対策調査特別委員の辞任についてを議題といたします。事務局長。

○議会事務局長 報告第 12 号についてご説明申し上げます。南魚沼市の議会運用内規第 49 条に議長は特別委員にならないものを原則とするとあります。

本定例会中に議長より地域医療対策調査特別委員の辞任の願いが提出され、受理されたのでここに報告します。以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 日程第 2、第 99 号議案 南魚沼市議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正についてを議題といたします。総務文教委員長 塩谷寿雄君の審査報告を求めます。

総務文教委員長。

○塩谷総務文教委員長 おはようございます。総務文教委員会に付託されました第 99 号議案 南魚沼市議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正についてを審査報告いたします。期日は 12 月 10 日、委員の出席数は 8 名全員で行いました。執行部からの説明は議場での説明ということで、委員会での説明はありませんでした。

即、質疑に入り 2 市 1 町で構想をつくるわけだが、どういうところまで共同するのか構想を練っているのか、国からくる特別交付金は何にでも使っていいのか、今後見込まれる関連した構想事業にしか使えないのか、というような質問があり、連携事業については生活機能強化、結びつきネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化の 3 つの部門の中で、1 つずつやりなさいと定められている。これは必須であるということであります。構成の 2 市 1 町の課題解決にむけ、連携して進めるのがいいと判断できたものが、それぞれ協定に盛り込まれ、実際の共生ビジョンにも具体的事業として盛り込まれる。それぞれの市、町と別々に協定を結び、互いに検討協議を重ね、内容について絞り込んでいくというような答弁でございました。

当市には 7,836 万円が最大の上限での交付、そして湯沢町、魚沼市には 1,500 万円の上限であるという説明がありました。

また、総合計画には審議会というものがあるが、定住自立圏の中でも審議会のようなものがあるかということでありますけれども、協定をつくる前段階での審議会の仕組みはない。共生ビジョンのみを共生ビジョン懇談会の中でやっていくというような答弁でありました。

討論に入り、討論なしで採決に入り、南魚沼市の市議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正については、原案のとおり全員一致での可決となりました。以上で報告を終わります。

○議 長 委員長の審査報告に対する質疑を行います。

16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 総務文教委員長にお伺いいたします。委員会質疑の中で、定住自立圏構想でありますけれども、これに関連して湯沢町、魚沼市等々で自治基本条例、議会基本条例これはどうなっているのだというような質疑があったように聞いておりますけれども、それを受けて、ではこうしたらいいかというような、委員会の中でも意見があったら教えていただきたい。

○議 長 総務文教委員長。

○塩谷総務文教委員長 具体的なそういう中での話というものは、今はまだされていないということで、今後の課題ということであります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 第 99 号議案 南魚沼市議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正について、これに対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 99 号議案 南魚沼市議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 99 号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議 長 日程第 3、第 100 号議案 南魚沼市税条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長　それでは、第 100 号議案 南魚沼市税条例の一部改正についてご説明申し上げます。今回の改正は平成 27 年 3 月 31 日に成立した地方税法等の一部を改正する法律に基づき、条例改正が必要となったもののうち、6 月定例で報告をした条例一部改正以外の部分についての改正をお願いするものです。主に次の 2 点となっております。

1 点目は、徴収猶予制度の詳細事項の規定が条例に委任されたことと、納税者の申請による換価の猶予制度が新たに設けられたことによる条例委任事項の規定。

2 点目は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法において、地方税に関する規定が平成 28 年 1 月 1 日から施行されることに伴い、市税に関する申告等に個人番号、法人番号を加えるということが主な改正内容となっております。

それでは、詳細について資料の新旧対照表によって説明させていただきますので、9 ページをお開きいただきたいと思います。まず、徴収猶予に関する規定です。地方税法第 15 条では、納税者または特別徴収義務者が、災害、病気、事業の休止などの理由により、納付期限までに税を納められないとき、市長の職権または申請により徴収を猶予できることが定められています。今回の法改正により、その詳細な手続について地方公共団体が条例により定めなければならないという法改正があったことによります。

それでは第 6 条の 2 では、徴収猶予期間になお完納できない場合につきましては、最初の猶予期間を含めて最長 2 年を限度とした、延長期間における納入期限、納入金額を定める手続を規定しています。

めくっていただいて 10、11 ページ、第 6 条の 3 第 1 項では徴収猶予に係る申請書記載事項、第 2 項では必要な添付書類が定められています。第 3 項では法定納期限後 1 年を経過した日以降に、納付または納入すべき額が確定した場合の徴収猶予申請書記載事項、第 4 項では添付書類、第 5 項では猶予期間の延長の場合の申請書記載事項を定めています。6 項では災害等による徴収の猶予の場合であっても、2 項の第 4 号、担保に関する書類については省略することができないことを定めたものです。第 7 項では申請書または添付書の書類の記載に不備がある場合で、これらの書類の訂正を求める通知を受けた場合の、訂正期限について国、県の例により 20 日間としています。

次は換価の猶予についてです。第 6 条の 4、職権による換価の猶予の手続と、第 1 項第 2 項は換価の猶予または換価の猶予の延長については、法第 15 条の 5 に基づき、市長は職権により換価手続を猶予または延長することができます。法改正により、この猶予または延長手続について条例で定めることとされ、徴収猶予または延長の規定を準用するものです。第 3 項は猶予または延長決定に要する書類を定めたものです。

めくっていただいて 12 ページ、次は今回の法改正により新たに定められた制度です。法第 15 条の 6 が追加され、事業の継続、生活の維持が困難な者で、誠実な納税意志を有すると認められたときは、本人の申請により換価処分を猶予することができることとなりました。第 6 条の 5、申請による換価の猶予の申請手続等、第 1 項では本人が行う換価猶予の申請期限

について国、県と同じく納期限から6か月以内と定めるものです。第2項第3項は換価猶予、換価猶予延長期間において納入しなければならない金額、納入期限等を定める手続について、それから第6条の2第2項から第5項の徴収猶予の規定を準用するものです。第4項は換価猶予申請書記載事項を定め、第5項は添付書類については、徴収猶予申請書添付書類を定めた第6条の3第2項第2号から第4号までの書類とすると定めております。第6項につきましては、換価猶予延長申請書記載事項は徴収猶予延長の場合と同様の事項である。第7項につきましては、定数申請書添付資料訂正の期限は徴収猶予と同じく20日間とするものです。

13 ページをお願いいたします。第6条の6、担保を徴する必要がない場合、法第16条では徴収の猶予、換価の猶予の場合には原則担保を徴しなければならないことと規定していますが、例外として担保の徴収を不用とする場合は、条例で規定することとなっております。猶予に係る金額が100万円以下、猶予期間が3か月未満、その他担保を徴することができない特別な事情がある場合は、担保を徴さなくてもよいとするものです。第7条、第12条第3項は略称規定の削除、第12条第2項は恒久的施設の定義の根拠法条項を変更するものです。

次からは番号法施行に伴う条例改正となっております。第25条の2、市民税の申告、第8項法人市民税の申告書に法人番号の申告を追加してもらうものです。

めくっていただいて14ページ、第39条市民税の減免から15ページの末尾それから16ページにかけてですが、第62条の2被災住宅用地の申告までは、それぞれの申告をする場合に、個人であれば住所、氏名及び個人番号法による個人番号、法人であれば名称、所在地及び法人番号の記載を求めるものです。

16 ページをお願いいたします。第69条軽自動車税の課税免除、こちらにつきましてはナンバー登録のない軽自動車に対しては、軽自動車税を課税しておりません。国の条例例ではわざわざ規定する必要がないということで削除されておりますので、条例例の規定に合わせ、今回削除するものです。第78条軽自動車税の減免及び17ページにかけて第79条身体障害者等に対する軽自動車税の減免については、同様の内容となっております。軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに申請することとしていましたが、これを納期限までに延長し、申請者の便宜を図るものです。また、他の申請書同様、個人番号、法人番号等の記載を求めるものです。

18 ページをお願いします。第126条の3特別土地保有税の減免申請についても、番号の記載を求めるものです。次は現行条例附則の改正です。18ページから最終20ページまでは、全て現行条例の附則のうち、納税義務者の住所、氏名、名称について申告を求めていた項目、全てについて個人番号または法人番号の追加記載を求める内容の改正となっております。

議案の6ページをお願いいたします。附則になっておりますが、こちらにつきましては本改正条例の附則です。第1条は施行期日です。原則として平成28年1月1日施行といたします。ただし、徴収猶予、換価の猶予に関する部分、第7条、第12条第2項、3項の略称等の削除と、それから第69条軽自動車税の課税免除、次条及び第3条第2項の規定については、平成28年4月1日施行といたします。第2条は徴収猶予、換価の猶予の改正規定施行前の経

過措置について定めたもの、第3条以下は個人番号法関連の改正規定について、施行日前の申請書についてはなお従前の例によることを定めた経過措置となっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 まず、徴収猶予とそれから換価の猶予でありますけれども、今現在、市民税納付が非常に困難だということで分割分納であったり、あるいは減免であったりと相談を受けているわけでありまして、これをここで条例で規定をした場合、現行とそれほど変わらないのではないかなと思いますけれども、その辺の事情をちょっとお聞かせ願いたい。

それから、市長がやむを得ない理由によってということで、2年間の延長ということでありましたけれども、これを行ったとしても恐らく現行の部分とさほど差が出ないのではないかなと思って、いま了解をしていますけれども、実際のところどうなのかということをお聞きをしたいと思います。

それから、軽自動車の例のナンバーのない車に対する課税でありますけれども、ナンバーがなければ課税をしないということで削除でありますけれども、この部分は今現在も確かそんな感じになっているのではないかなと思います。現行に合わせた条例制度かなと思いますけれども、その辺の説明もお聞かせ願いたい。

もう1点は、納税義務者の個人番号を書いて出していただきたいというのがありますけれども、個人番号自体の通知カードが、11月の我が家にも12月近くになってからやってまいりまして、それを判断しながらということで、源泉徴収を受けている者は会社へ持って行っても番号の登録をしてきたという状況であります。市民の方の中で納税義務者、特に自営業中心でありますけれども、この方たちがこういうような条例改正によって、じゃあ、いつごろまでにこういうことをしていただきたいのだからというところ。一般の個人番号のカードを発行していただくというのとまたちょっと違うというのがありますので、そうするといつまでにこういうことをやっていただきたいということを、周知しなければなりません。その方法を当然、市報であったりするわけでありまして、その期間的なものはいつごろまでかということをお聞かせ願いたい。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 今回の条例の整備ですけれども、今、議員がおっしゃるとおりかというふうに考えております。現在につきましても、本人の申請ではない市長の職権によって納税猶予という形はとっておりますけれども、現在その形で申請があるものについては、特別な事情のあるところ、災害とかがあった場合に、一部適用をされたことがありますし、会社の内容等によって申請を受け付けたということの事例があります。

それを今度、徴収の猶予の部分につきましては、それぞれの書類を整備する部分が今回の改正の主な内容ですし、換価の猶予の部分については、今回新たに追加をされた部分ですけれども、実際的にこれを適用になるということは、なかなかないのではないかなと——とい

うか、今までの現行とさほど違いが出てこないのではないかなというふうに分析しております。国税のほうで1年前倒しでこのほうが実施されておりますけれども、やはり今までと特に変わったということは、あまりないというような報告を受けておりますので、議員のおっしゃるとおりかなというふうに考えております。

それから、ナンバーのない車についてですけれども、これも議員さんがおっしゃるとおりで、ナンバーがついていないものについては、今も課税をされておられませんし、ナンバーのついているものについては、中古車であっても課税をさせていただいているということで、現在と同様の取り組みで、これについて今までも上位法が整備をされておりますので、そちらのほうとの整合を図ったというだけの改正内容になっております。議員のおっしゃるとおりかというふうに考えております。

4番目のことにつきましては、税務課長のほうでお答えいたします。

○議 長 税務課長。

○税務課長 マイナンバーの記載の関係の周知ということでございますが、一部の書類につきましては、条例にもありますが平成28年1月1日から出していただく書類が、一部ではございますが発生しております。ここに今回、条例には書いてございませんが、法の規定の中で固定資産税の償却資産につきましては、ことしの1月1日からということで定められております。残る部分、所得に係る部分につきましては、1年遅れということになっておりますので、当面平成28年1月1日から即記入していただくものは、そう多くはないと認識しております。市民の方への周知等につきましては、市報それから市のウェブサイト等を通じた中で、適宜周知をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 始まりのほうはそうなのであります。要はいつまでにやっていただかないと、大変なことになるというわけではないんですが、そこが問題なのです。例えば来年の――再来年ですね、平成28年度ですから平成29年3月末までの部分の猶予があるのか、あるいはもう平成28年3月末までの猶予があるのかというところが、なかなかわかりづらい部分がありますよね。

そこら辺を聞いた場合に教えていただかないと、後からわからなかったので書かなかったという方が多分多いと思いますよ、確か。ですので、そこら辺がいつごろまでにはもう出していただきたいのですよというところも、書いてはあってもなかなかやっぱり読まない部分があるわけですから。字を拡大してやるということが大事かなと思いますけれども、そこら辺のお考えをちょっとお伺いします。

○議 長 税務課長。

○税務課長 記載の期限については特段定めてございません。税務署からの通知等であっても、例えば記載していないことをもって申請書を不受理とすることはないというような想定がありますので、私どもも基本的には記載をしてくださいという協力依頼という形でございますので、1年経過後にどうしても記入していただけないから、それをもって不受理とか

申請を無効とするというようなことは想定してございません。今後、先ほども言いましたが、周知に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議 長 16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 そこがやっぱり問題なのです。ナンバー自体、通知カードを受け取らないという方もいらっしゃるし、カード自体を発行してもらわなくてもいいという方もいると。ここの部分について、例えば条例で制定をして、特に自営業者の方たちですけれども、書かなくてもいいというのであれば、じゃあ、何をするのだという部分を、これは国の政策でありますから、市の政策でないですから市に文句を言われてもどうしようもない部分もあるのですけれども、そういうような声がかだんだん大きくなるわけですね。

そうすると、市のほうの事務処理とすれば、納税義務者でありますからもう平成 29 年度には、多分こういう形で全部、情報を把握しようという、そういう方向になっていると思いますので、それはまあお願いでしかないといながらも、ここが一番大事な部分かと思っておりますので、もう 1 回だけお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 今ほど議員さんがおっしゃった後段の部分に該当するかなというふうに思います。と言いますのは、国では間違いのない、つまり先ほど税務課長が説明しましたように、申請書には入れてください、1 月 1 日から施行になりますので、それについては守ってくださいということしか言いません。国のほうの定めた制度ですので、私どもとしてそのところについてもやっぱり入れてくださいというのは、公式にはそのようにお願いするしかありません。

ただ、先ほど税務課長が言いましたように、それが不備なものが出てきたから、では、すぐに訂正を求めなければならないかということになると、ケースバイケースになりますけれども、実際のこのナンバーが生きてきますのはうちのほうであれば平成 29 年度課税からになりますので、そのところについての補正までを強力に求めるということは、ケースについてはあるかもしれませんが、そこは会社の事情を聞いたりしながら丁寧に対応をしていかなければならないというふうに考えています。これを一律に書かなくてもいいのだということは絶対に言うことはできないので、事情のほうをご理解いただきたいと思います。

○議 長 6 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 16 ページの旧 69 条の軽自動車の課税免除の関係ですけれども、今の説明の中では、質疑の中の説明も含めると、ナンバーのついていない車両についてはもともと課税していないからということで、上位法に合わせて削除するということです。この条例につきましては商品であって使用しない軽自動車等に対してということで、この条例の趣旨は、例えば中古車店みたいな、あそこはナンバーがついているのですよね、そこら辺を対象にしている。ですので、あまり簡単に削除しないで、例えば免除をするけれども書類を提出するとか、そういうふうな直しだったらいいのです。これを下のほうにみんな寄せてしまうんだったらそれでいいのですけれども、ちょっとこう不都合が出てくるのじゃないかという懸念

もあるのですが、そのところの説明をちょっとお願いします。

○議 長 税務課長。

○税務課長 ただいまのご質問につきましては、今回改正した趣旨は部長説明のとおりでございまして、議員のほうからご質問のありました実際に使っていない車に対してどうかというのがあるのです。私どもはこの条例の改正について検討した中で、じゃあ使っていないというのはどうやって確認をするのだと。距離のメーターを出していただくとか、じゃあどのぐらいの割合をもって使っていないと。1年間のうち何キロとかという規定もなかなか難しいということの中では、今までも幸いにといいますかそういう申請があつて、それを免除したのも、否決したのもないのですが、かなりここは運用面が難しいということでもう削除したほうが——国のほうでも削除となっておりますので、削除改正をしたいということで今回提案をお願いしたわけでありまして。以上です。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 運用面で難しくなるというふうな判断ですけれども、私は削ってしまうとなおさら運用面で難しくなるのじゃないかなということを思います。中古車店ではナンバーがついていないものもあるし、ナンバーがついているものもあるし。じゃあ今度、ナンバーがついているのは課税されるのかということですよ。それはこっちの下のほうの条文で免除手続をしながらそれぞれみんなするのかということ。実情に合わせるのであったら、今までどおりのほうがいいと思うのです。ほかの市町村もこのような条例をみんな持っていますよね。それで今、課長がおっしゃるような懸念があるのは、例えばメーター100キロ以下であるとか、そういうのを内部の基準として持っているところもありますけれども、ちょっとなおさらやりづらくなるのでないかなという気がするのです。上位法に合わせたというのだったらそれでいいのですけれども、もう一度お願いします。

○議 長 税務課長。

○税務課長 県内の各市町村の条例の状況についてですが、全てを調べたわけではございませんけれども、長岡市等におきましては削除という形になっておりますし、このまま残っている市町村もございます。最終的にはその市町村が課税免除をどういうふうに考えるかというところですが、私どもとすれば公平、客観的な運用ができないということを想定した中で、今回改正をしたという理由になっております。

○議 長 9番・笛木晶君。

○笛木 晶君 猶予をするのですけれども、延滞税の関係はどうなっているかちょっと教えてもらいたい。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 当然のことながら、正式な手続をして猶予決定がされたものについては、納期限がずれますので、その納期限からしか延滞金は発生しないような形になります。この手続を取らなかった場合については、普通の納期限から延滞金が発生しておりますので、そういう違いかというふうに考えております。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 マイナンバーについてちょっとお聞きしたいんですが、今の説明でいうと書いてなくても受理をするということです。ということは、不利益はないということですが、法がそうなったからこういう項目を加えたという、そして書かなくても受理しますということは、どうもちょっと矛盾すると思うのですが、その説明をひとつお聞きします。

まあ、不利益はないということですので、例えば従業員の家族まで全部、受け取ると事業主は管理しなければならない義務が生じるのですよね。そうしたときに、そういうのであれば事業主が、届け——要するに報告は受けないようにしようと。そういうことを真剣に考えなければならない時点だなというふうに考えるのですがいかがでしょうか。

それから、今は税条例ですけれども、これからあらゆる申請にそういった形が出てくると思うのですが、例えば生活保護とかという申請をするときにも、当然、番号が必要ですよというような形になるのか。またはそういった条例がどんどん、どんどん出てくるのか。その辺をひとつお聞きします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 先ほどの点ですが、誤解をしていただくと困るのが、私どもは受理をしますと公式の場で言うことはできません。あくまでも国の法律が施行されていますし、条例のほうも今回こういうふうに改正をお願いしているわけですので、こちらについてお願いをしていくという立場は変わっておりません。

ただ、当然のことながらできる方については、もちろんしてもらわなければなりません、その中でどうしても番号がまだ届いていないとか、それからなくしたとか、その辺の事情についてまで、全てを私どものほうでこれが不備だから不受理にするということになると、事務のほうが停滞いたしますので、そちらのほうについては個別に判断をさせていただきたいという意味です。受理を全くそれを法を無視するとかということをお認めているということではないということは、ご理解をいただきたいと思います。

○議 長 市民課長。

○市民課長 今後あらゆる申請に関してマイナンバーを書くようになるのかというご質問になりますけれども、全ての社会保障制度について実施しているわけではございませんけれども、今のところ国民健康保険あるいは後期高齢者医療、介護保険、生活保護もそうだと思いますけれども、国の定めた様式についてはマイナンバーを書く欄が全てつきます。平成28年1月1日からそこに記入していただくという前提で国は施行しております。条例で定めている様式について改正せよという通知はきておりませんので、条例改正は伴わないと考えております。

これにつきましても、いわゆる社会保障分野につきましてもは税分野と異なりまして、対象となる方がなかなか自身でマイナンバーを書ける状態でない方が多いという点を、厚生労働省はしんしゃくをしております。私が見た限りでは国保と後期それから介護については、内閣府と厚生労働省の間で相談をしまして、本人が書けない、あるいは番号を忘れた、通知

カードを忘れたというような場合には、その番号の記載がない書類であっても受理をして差し支えないと。その上で、本人の同意を得て、市の職員が住民基本台帳部局に照会をかけて番号を記載することで差し支えないということで、公式な通知が厚生労働省から出ております。

最初はそういう形で緩やかにこの番号制度を導入していかざるを得ないという状況が、国の中にも考えられているということで、いずれは悉皆的にその番号を入れる状況になるのかもわかりませんが、ここ数年の間においては恐らくかなり猶予的な緩い形での導入が図られていくというふうに考えております。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 非常に苦しい答弁かなというふうに思います。そういった中で、私は前にもちょっと言ったことがあるのですが、書けない、わからない、忘れた。あるいは金庫の中にあるか、どこにあるかもわからないというようなことになると、住所がわかれば市はわかるわけですよね、住所と名前がわかれば。そうすると市の職員が今、書くという——あくまでも本人の承諾を得てということで、職員が書くということになると。じゃあ、それをどこで判断をするかということになると、私は本人の承諾がなくても書くのではないかというふうに。大きく解釈すると書けるから書いて上にあげましたということが可能かなというふうに感じるのですが……

○議 長 岡村議員、税条例の一部改正についてです。番号法についての質疑ではありませんので。

○岡村雅夫君 番号法でしょう。番号を書くという条例が今つけ加えられたことですから、そのことについて聞いているのです。例えば税務署は番号がなくてもちゃんと受理しますと、こういう見解をいただいています。ですが、ほかの問題がそういう形でなく、やはり番号であればまちがないから、番号でやらせていただくというような方針なのか、その辺をひとつお聞きしたい。

あわせてもう 1 点は、そういった縦横にその番号が利用される。その情報というのはどういう形で全てが管理、要するに情報が収集されるのかどうか、その辺をひとつ。非常に何もわからなくて番号で届けているというだけの感じがあるような気がするのですが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 基本的に前にも議員にお話をしたことがありますけれども、職員も含めて疑ってかかれば 100%、今、議員がおっしゃったようなことがないとは言えない。しかし、それをきちんと管理をするために、職員にも徹底をしていきますということを申し上げておりますので、じゃあどうだ、ああどうだと言われてもこれは人間のやることですから、100%これはここで保証しますとは言えませんが、そうならないように、私以下職員が規律を正しながら、絶対にそういうことにならないように対応をしていくということでもあります。そこまで疑われますと、我々もいやそれは 100%ありませんとは言えませんので、そうならない

ように努めるということです。

あと、セキュリティー部分については、また担当のほうでお答え申し上げますけれども、これはどの問題も全て人間が絡まりますと、100%ということはありませんので、そこはご理解いただかないと。どんな法律でも 100%ということはありませんから、そこはご理解いただきたいと思っております。

○議 長 税務課長。

○税務課長 先ほど税務署の話をちょっと私が説明をしたのですが、最終的に受理ということで税務署のほうのその質問に対する回答があります。一部だけ読ませていただきますと、「マイナンバーについては、個人番号、法人番号を記載することが義務づけられています」ということがまず大前提でございますし、拒否をされた場合はそういった理由等をよく記録しておいてくださいというのがあります。それから、受理しない場合についての例に対する答えですけれども、「申告書や法定調書の記載対象となっている方が全てが、個人番号、法人番号をお持ちとは限らず、そのような場合は個人番号、法人番号を記載することができませんので、個人番号、法人番号の記載がないことをもって税務署が書類を受理しないということはありません」という、当然、前提条件をつけた上ででございますので、ただ単に記載しないというのでいいですよ、という形ではございません。その点はよろしくお願ひしたいかと思ひます。

それから税につきましては、税の本来目的ということの中で、最終的に番号がわからない部分は、税の業務を遂行する上での番号照会といひますか、番号確認をするということでは最終的にはそのような対応になろうかと思ひます。以上です。

○議 長 市民課長。

○市民課長 その提出された番号を使って、全ての情報がどこかに集められるのかというようなご質問ですけれども、私どもはそうは考へてはおりません。あらゆる社会保障関係の書類にも番号はつきますけれども、じゃあそれを全て国に全部情報として流すのかと、データでもってやるのかというとなんなことは致しません。とりあえずはその書類を鍵のかかるところに保管をするというだけあります。

それで、何らかの、あるいは今考へられているのは、年金情報であるとか年金事務所であるとか、課税のほうでちょっとこの人の所得状況がおかしいとかという場合の照会があつて、初めてその人の情報をひもづけをして、回線で渡すわけあります。全ての情報を1か所に集めるとか、だらだら、だらだらと渡すとか、そういう使い方はいたしませんので、はっきりと法律にのつとつて、この目的によってこの人のこの情報をくださいという連絡がこない限りは、我々は保管をするだけあります。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。まず、原案について反対の立場の討論を行います。

18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君　私は第 100 号議案について、前段の猶予換価については現行ということですので、そこに異存があるわけではありません。後段の番号制については、非常に今、問題が出るだろうと、出るというふうに指摘されていることがあります。先ほども申し上げましたけれども、私も数人の従業員を使っていますが、従業員の家族までもの番号を預からないと、要するに届けていただかないと確定申告、要するに源泉徴収ですね、源泉徴収をしてやることができないというようなことになってはなあと思って今、聞いたのですが、根本は義務があるという話です。緩やかに進めて、後はがんじがらめになるというような心配があるなということでもあります。

やはり、従業員にしてみれば、この番号を教えない権利もあるわけです。おまえ、番号を教えないから首だなんていう話が例えば出たとしたならば、大変なことだというふうに思いますし、この管理をするのに専門のソフトを用意しなければならないとか、インターネットに直接つないでいてはならないとかと、いろいろな制約があるようであります。

そうするとセキュリティーの問題が出てきます。これはもう、市の担当からもいたちごっこだと、もう 100%安全ということはないということを言いながら、こういった条例がどんどん出てくるということになりますと、国民の不利益になることを市が負担をするという形がきちんとできてしまうということでもあります。非常に立場としては法律がそうなったから、淡々とやるのが自治体の仕事だということとは、ちょっと私は違うなということを感じているものであります。

こういった形でマイナンバー制度については、非常に問題があって今、訴訟も起きている時点でありますので、それこそ猶予があるとするならば、早急にがんじがらめな状況をつくらないで推移を見守るというのもひとつの考えかなというふうに感じております。この法律は非常に恐ろしいものだとは思っていますので、マイナンバーに関する議題については、反対をさせていただきます。以上です。

○議　長　次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に反対の立場の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議　長　第 100 号議案 南魚沼市税条例の一部改正については、起立による採決を行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 100 号議案は原案のとおり可決されました。

○議　長　日程第 4、第 101 号議案 南魚沼市入湯税条例の一部改正についてを議題

といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長　それでは 101 号議案 南魚沼市入湯税条例の一部改正についてご説明申し上げます。今回の改正は先ほど可決いただきました第 100 号議案 税条例の一部改正で説明しました、いわゆる番号法施行に伴う改正とほぼ同一内容となっております。

それでは 1 ページの改正文をごらんいただきたいと思います。鉱泉浴場を経営する者が市長に申告しなければならない事項のうち、南魚沼市入湯税条例第 7 条、入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告第 1 号で定める住所に加え、事務所もしくは事業所の所在地、氏名または名称に加え、番号法で定める個人番号または法人番号の申告を義務づける内容の改正となっております。

附則としまして第 1 条、施行期日につきましては平成 28 年 1 月 1 日、第 2 条では施行日前の経過措置について規定したものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議　　長　　質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議　　長　　討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議　　長　　採決いたします。第 101 号議案 南魚沼市入湯税条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と叫ぶ者あり〕

反対の声がありますので、本案について起立による採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 101 号議案は原案のとおり可決されました。

○議　　長　　日程第 5、第 102 号議案 南魚沼市大和 B & G 海洋センター条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長　それでは、第 102 号議案 南魚沼市大和 B & G 海洋センター条例の一部改正についてご説明申し上げます。この条例改正の趣旨は、南魚沼市大和 B & G 海洋センターのプールにつきまして、昭和 58 年に供用を開始しましたが、設置後 30 年以上経る中で、老朽

化が進み維持が困難となったため、平成 25 年度から休止していたものでございます。このプールにつきまして公益財団法人ブルーシー&グリーンランド財団との撤去についての承諾協議が整い解体撤去したことから、プールについての規定を削る改正を行うものでございます。

それでは改正の内容につきましてご説明申し上げます。

議案の 3 ページ、新旧対照表をごらんください。改正する内容は、表右の現行の欄、第 6 条下線部の「ただし、プールについては、夏季のみの利用とする」というただし書き部分と、プールの利用料金を定めた別表第 2 を削り、別表第 1 を別表とするものでございます。

1 ページに戻っていただきまして、附則の施行期日につきましては、交付の日から施行するをしたいと思いますのでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 プール部分をなくしてということで条例改正でありますけれども、市には社会体育施設の体育館ですね。体育館ということでこれを機会に体育館を全て網羅したように条例整備をもう 1 回しようじゃないかというようなところが全くなかったのですか。この B & G という名前を残さなければならぬとしても、それは体育館の名前として残るわけがありますから、体育館についての規定ということであれば、ほかの体育館とあわせてもう条例を一本化するというふうにもっていったほうがいいというふうに私は思うんですけれども、そういうような検討をなされたのかどうかお聞きします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 この条例改正につきましては、この施設が B & G 財団との契約というか、旧大和町の時代に大和町のほうで誘致の請願を行って設置をした施設でございまして、そういったことで独立した設置条例を制定してございます。そういったことで、この議案の改正に当たっては、特にほかの施設と合体した条例改正という部分については、検討はしておりませんでした。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 102 号議案 南魚沼市大和 B & G 海洋センター条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 102 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 6、第 103 号議案 南魚沼市放課後児童クラブ条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、第 103 号議案 南魚沼市放課後児童クラブ条例の一部改正についてご説明申し上げます。この条例改正の趣旨ですが、現在、市が設置しております放課後児童クラブ、いわゆる学童保育施設は、南魚沼市放課後児童クラブ条例に定める 14 か所あり、そのうちの 1 つ大空クラブは浦佐認定こども園内におきまして、こども園と同様に医療法人社団萌気会への委託により行っております。年々、入所希望児童が増えていることから、施設が手狭になり需要に応えることが厳しくなったため、本年、大和中学校の敷地の一部に用地を確保し、2 クラブ分の定員 80 名の施設を新設し、このたび施設の完成をもって新しい場所に位置を変更するものです。

なお、浦佐認定こども園につきましては、大空クラブの移転によりあいたスペースを保育の需要を満たしながら、さらなる子育て支援の充実のために活用することとなるものであります。

改正の具体的な内容につきましては、議案 3 ページの新旧対照表をごらんください。第 2 条 名称及び位置の規定中、表の大空クラブの位置を、南魚沼市浦佐 5278 番地 9 から、同 5278 番地 2 に変更するものです。

議案の 1 ページに戻っていただきまして、附則に記載のとおり本条例の施行期日を本施設の使用開始となります、平成 27 年 12 月 21 日としたいものであります。なお、本施設は 12 月 21 日に開所式を行い、正式に使用開始となります。今後とも児童の安心・安全な保育を目指して、留意しながら事業を運営してまいりたいと考えております。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 設置場所が移動するということでの条例の改正でありますけれども、定員が 80 名ということで、かなり増えるわけであります。ほかの学童保育施設を見てもそうですが、指導員の方の確保が非常に難しい状況になっておりますけれども、これについて萌気園側のほうからどのような報告といたしますか、運営方針と指導員確保ということについて報告があるのかちょっとお聞きします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 指導員の確保につきましては、この計画につきましてはもう当初から定員確保については、萌気会様をお願いしているところがございますが、萌気園自体、認定こども園自体も子どもさんの数が増えて、スタッフの確保に苦慮しているところです。新しい施設の定員を増やすことによりまして、また当然必要なスタッフも増えてくるわけですが、これは当初から確保できると。そのためにスタッフ増に取り組んでいるということで

報告をいただいておりますので、そこら辺については懸念はしておりません。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 最近の学童保育の現状を見ますと、特別支援のお子さんが入園するというケースが非常に多くなっている。そうすると、マンツーマンといいますか、1人の指導員をつけないと大変になるというのが現状であります。そうすると、80名に増やしたといっても、この中に特別支援の子がどのくらい入園するかわかりませんが、非常にスタッフ確保が厳しいのではないかというふうに思っています。萌気園さん自体は認定こども園として実績があるわけでありまして、そこら辺が非常に危惧をされるわけでありまして。ですので、やっぱり担当課のほうとしては、そこは綿密に打ち合わせをしていただいて、少しでも多くのよい人材を確保して保育をやっていただきたいということを、お願いをしていただきたい。終わります。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今ほど答弁の中で萌気会ということですが、私は認定こども園の場合は、学童も含めた形の計画、要するに1つの施設ですよね。施設を萌気会に指定管理をしたというふうに私は理解をしていました。今回、新たにこういった学童保育の施設ができたということは、新たな指定管理をしていったほうがいいのではないかというふうに、私はとったのです。あるいはNPOとかそういう形で一連の形でやろうとしているのかとも考えたのですが、それを質問しようとしたら答弁で萌気会という形が出てきたのですが、その点はどういうふうな理解の仕方でいいのかひとつお聞きしたいと思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 この学童保育の運営につきましては、指定管理ではなくて業務の委託ということで行っておりますので、ご理解をお願いします。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 業務委託——認定こども園の場合は業務委託だけれども、じゃあこういった単独の施設をこういう指定管理ではなく委託という形でできるというふうに捉えると、次にこれから出てくる指定管理の問題も、いろいろ委託でいいんじゃないかという感じが出てくるのですけれども、あくまでも1つの施設ということになるとそんな感じが私はするので、すけれども。じゃあ、NPOも委託を受けているとこういうことですか。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 ご指摘のとおりNPOの施設に関しても委託で行っておりますし、保育園も今後、指定管理ということでの話が出てくるとは思いますけれども、現行は全ての放課後児童クラブにつきましては、当面の間は委託で行うということで考えております。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 103 号議案 南魚沼市放課後児童クラブ条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 103 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 7、第 104 号議案 五日町シャンツェの指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 それでは、第 104 号議案 五日町シャンツェの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。五日町シャンツェにつきましては、平成 28 年 3 月 31 日をもって指定管理期間が満了となることにより、次期指定管理者を指定するものであります。議案の 1 ページをごらんください。1、公の施設の名称は五日町シャンツェであります。2、指定管理者に指定する団体は五日町観光協会、3の指定の期間は平成 28 年 4 月 1 日から平成 38 年 3 月 31 日までの 10 年間であります。

指定管理者の候補者につきましては、施設の目的やその用途、設置場所、施設の特殊性などから、施設の適正な運営を確保するため、公募によらず候補者を選定したものであり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。指定管理者の候補であります五日町観光協会につきましては、昭和 37 年 10 月 29 日に五日町地区の観光事業の発展を図ることを目的に、観光事業関係団体並びに業者によって設立されたものであります。誘客、宣伝活動、会員相互の経営及び技術向上に関する事業を行ってまいりました。平成 8 年の開設以来、五日町シャンツェの管理を行ってきており、施設及び現場を非常に熟知しており、適正な管理運営が期待できるものであります。今回の更新に当たりましては、今までの指定管理者を継続して候補者として選定をさせていただくものであります。

3 ページからは議案資料といたしまして、指定管理者の候補者の五日町観光協会の五日町シャンツェ事業計画書であります。

4 ページをごらんください。1の施設管理の基本方針は、より多くのジャンプ選手が当地から育つように、夏シーズンの練習台として管理運営に努めていきますとしております。2は施設の概要で、スモールヒル K 点 25 メートルで、オールシーズン型であります。基本方針にありますように夏シーズンの練習台としております。3は事業計画であります。毎年 6 月に小中学生を対象とした南魚沼市長杯ジュニアジャンプ大会を開催しております。4は利用料金で記載のとおりでございます。

5 ページをごらんください。5の収支計画では、年間 55 万円ほどの予算となっております。6は五日町観光協会の概要で、記載のとおりでございます。

以上で 104 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 104 号議案 五日町シャンツェの指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 104 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 8、第 105 号議案 万条児童遊園の指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 105 号議案 万条児童遊園の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。万条児童遊園も平成 28 年 3 月 31 日をもって 10 年間の指定管理期間が満了となることに伴い、次期指定管理者を指定するものであります。

議案 1 ページをごらんください。1、公の施設の名称は万条児童遊園で、万条新田 186 番地 1 に設置されております。2、指定管理者に指定する団体は、万条行政区であります。3、指定の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 38 年 3 月 31 日までの 10 年間であります。万条児童遊園は児童福祉増進のため、昭和 54 年度に万条行政区内に設置された児童遊園であり、指定管理者の候補者につきましては、施設の性格や目的その用途、設置場所、利用形態などから公募によらず指定管理者の候補者を選定したものであります。これまでと同じく善良な維持管理の継続が期待できることから、引き続き万条行政区を選定するものでございます。

3 ページ、4 ページに議案資料といたしまして、万条行政区の万条児童遊園事業計画書を添付してございます。4 ページの 1、施設管理の基本方針では、ほかの地域の子どもたちや高齢者との交流、子育て世代の親たちの交流の場として安心して利用できるようにしております。2 の施設の概要は、トイレ棟ほか遊具が数点でございます。3 は管理計画であり、ほとんどが行政区による共同作業でございます。4 は収支計画でございます。ごらんのとおりでございます。

以上で第 105 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い

い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 こういったような児童遊園というのは、市内にどれぐらいあるのでしょうか。普通の集落にも遊園はあるのですけれども、その違いというのは勉強不足で申しわけないのですが、教えていただきたいと思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 児童と付く公園的なものにつきましては、この児童福祉法に定める児童遊園、それから都市計画法等に定めます児童公園等がありますけれども、この場合は、この児童遊園につきましては先ほども申し上げましたように、児童福祉法第40条に定める児童厚生施設の1つで、児童の健康増進とか情緒を豊かにするというような目的で設置されておまして、これを市が定める遊園ということになっております。9月議会でもご提案申し上げましたけれども、今までは吉里に1か所ありましたけれども、それが廃止になっておまして、条例に定める児童遊園というのは、ここ1か所になっております。以上です。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 ちょっと確認だけですけれども、児童福祉法による児童遊園はここだけということで、指定管理のやり方はいろいろあって、名前だけと言ったら失礼ですけれども、従来の形でするところもあるのですけれども、お話を聞きますとこれは児童福祉法による公園で設置をしたということです。この運営ですけれども、収入の部は区費ということになっているのですけれども、全部その区の皆さんのご負担というか、それでやっているのかという、そこだけちょっと確認をさせていただきたい。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 ご指摘のとおり、必要とする経費は下水道といいますかトイレの管理等の水道代、それから上下水道の処理費用ということになっておりますので、それは全部、区の負担ということになっております。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 指定管理をするに当たり公募によらずとこういうことですが、どうしてもこういった指定管理という形をとらなければならないのか。先ほどの話でも、委託ということが出来るのかお聞きします。

もう1点は、この負担が全部、行政区ですよ。そうした場合、多分水道料とかが負担になって、そういうのも支出の部分で込められています。私は大和はこういう例がいっぱいあるのですけれども、その水道料なんかは不特定多数の人が使うということであれば、この負担は区に求めないほうがいいのかという感じが私はしています。最近問題が発覚したのですけれども、柳古新田にも観音堂の境内にある水道については、あるいは神社の境内にある水道については、水道料を免除になっています。払っていません。

これは経過がありまして、有収水量を調べるときに集落センターとかそういった公共的な

部分にもメーター器をつけていただきたいということがあります。今現在、集落センターは払っていますけれども、こういった公園的なところには水道料は払っていません。これはやっぱり1つのサービスというふうに我々は認識をしていたわけです。まして、またこういう市が所有し、つくった施設に、こういった形が区に求めるということ自体がいかげなものかというふうに感じるのですが、その辺の回答をいただきたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 指定管理にしなければならない、あるいは委託でいいのかということでございますけれども、公の施設の管理につきましては、地方自治法のほうでその設置及び管理に関する事項を条例で定めて指定管理にするということで定められております。以上でございます。公の施設の管理でございます。

(「公募はしなくてもいいのでは」と叫ぶ者あり)

○総務部長 公募についてはしなくてもいいということではございません。その施設の目的あるいは性格等に合わせて、公募によって効率的なものは公募、公募によらず選定したほうが有利、あるいは効率的になるものは公募をしないということで定められております。以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 水道の使用料の関係ですけれども、これはあくまでも指定管理者であります万条行政区との話し合いの中で定めた内容でございますので、特に私どもが、ただにしようというようなことではありませんし、区民の方もこれを管理使用するに当たりましては当然、水道料は自分たちで払うということでの規定でございます。

ただし、水道料それから下水の処理料等だけが経費としてのっておりますけれども、もし遊具それから施設等が改修の必要が生じた場合は、当然、市の施設でありますので、これは行政区との協議の中で負担を決めていくということになります。以上です。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 水道料の免除というお話がありましたけれども、水道料につきましては、使用していれば、使用料はいただくというのがあくまでも原則であります。それで柳古新田というお話がありました。柳古新田のほかにもまだ市内に何か所かそういうような格好で、水道については検針をしていますけれども、料金をいただいていないというところがあります。そこについては、私たちのほうできちんと話をし、できれば料金をいただきたいんだというお話を今しているところでもあります。(何事か叫ぶ者あり)

そういったことで、柳古新田の区長さんにもそういうようなお話は多分しているかと思いますが、柳古新田だけもらってほかはもらわないというのは不公平になりますので、ほかにもあるところにきちんとお話をした上で、了解をもらった上できちんと使用料を払っていただきたいというお願いをしているところでもあります。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今、いろいろ心配をしていただく声援がございましたけれども、これはも

う区としては協議をしているところでありますので、ですから公にしゃべられるとこういうことでもあります。

要するに、合併前の大和町ではそういったサービスがなされていたとこういうことです。ですが、ほかの地域はそうではないから、特に大和地域にはそういうのがあるようだが、今後は取っていくとこういう話であります、逆の発想を私はすべきでないかと。ましてまたこういった地域の方々の児童公園に、要するにこの区だけが、自分たちの区だけが恩恵にあずかっているというのであれば、多分また集落センターや何ぞ固定資産免除を受けているとかそういう問題もあったりする。あるいは利用度によっては水道をいっぱい使うからとか、いろいろあって皆さんがそれは承諾していると思うのですけれども、委託費も出さないで、ぶっ壊れたときは直してやるけれども、と言うような話で、あとこういう負担をお願いする部分については、じゃあ指定管理料をやったほうがいいんじゃないですか。そう思いませんか、取るのであるならば。

○議 長 市長。

○市 長 これは相当昔ですから、昭和 54 年ですか。思うにですよ、推測するに、結局、地元の皆さん方が公園をつくってくださいよと、管理は我々がしますからということの中でこういうことが始まっていると思います。市や町の都合でそこへつくって、水道料もみんな皆さん払いなさいなんていうことはまずやっていませんから。そういう地元要請型で、そのときの塩沢町と万条区の協議の合意の中で、こういうことが行われていたのではないかとというふうに私は思っております。それは定かではありませんけれども、そういう事例もそれはどこかにもあるわけでありまして、管理もみんなしますと。ですから、遊具も含めていろいろやってくださいよと。

児童福祉法に基づく児童遊園地だそうでありますから、なかなかきちんとしたものでありますので、これは我々のほうからそれはいらないということも、言えば言えるかもわかりませんが、実情がこうでありますので、そういう万条区の皆さん方のご厚意とは言いませぬけれども、そういうことで全く円満に話は進んでおりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 105 号議案 万条児童遊園の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 105 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開を 11 時 5 分といたします。

[午前 10 時 50 分]

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

[午前 11 時 05 分]

○議 長 日程第 9、第 106 号議案 南魚沼市養護老人ホーム魚沼荘の指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 それでは、第 106 号議案 南魚沼市養護老人ホーム魚沼荘の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。南魚沼市養護老人ホーム魚沼荘につきましては、昭和 31 年 5 月 1 日に老人福祉法に基づく老人福祉施設として開設し、南魚沼郡広域事務組合から広域連合の運営を経て、合併以降は南魚沼市が運営を行ってきております。平成 21 年度からは、市職員の退職及び異動等に合わせ、入所者の相談、生活支援業務を徐々に南魚沼市社会福祉協議会への委託に移行し、運営体制を直営から委託主体に切りかえを図ってまいりました。現在職員数、パート 5 名を含む 23 名のうち、21 人が社協の委託職員であり、事務関係の 2 名だけが市職員であります。

2 か年にわたる魚沼荘の改築工事が完了し、新しい施設での運営開始を契機に、福祉事業での実績を有し、魚沼荘運営にも精通し、経験豊富で施設設置の目的を効果的かつ効率的に達成できる南魚沼市社会福祉協議会を指定管理者の候補者として選定したものでございます。

議案 1 ページをごらんください。公の施設の名称は、南魚沼市養護老人ホーム魚沼荘、2、指定管理者に指定する団体は、社会福祉法人 南魚沼市社会福祉協議会、3、指定の期間は平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。3 ページからが議案資料でございます。社会福祉協議会による養護老人ホーム魚沼荘の事業計画書でございます。

4 ページをごらんください。施設管理の基本方針では、入所者の人権と自主性を尊重し、心身の健康維持と安心と生きがいの場の提供を基本方針として 7 つの具体的な重点項目を掲げております。2 の施設の概要であります。鉄筋コンクリート鉄骨づくり、地上 2 階、地下 1 階、入所定員 70 人でございます。3、運営計画では、それぞれの業務に関して、365 日 24 時間態勢で対応するものとしてございます。4、収支計画では、人件費を含め約 1 億 5,000 万円ほどの収支でございます。今までの直営と比較いたしまして約 1,650 万円ほどの削減が見込まれる試算でございます。5、団体の概要ということで社会福祉協議会の概要で、ごらんのとおりでございます。

以上、第 106 号議案についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 収支計画でお聞きをしたいのは、この給料部分であります。7,500万円ほど記載されておりますけれども、今現在、社協から21名の方がいらっしゃる。事務方が2名ということですが、社協さんはもう2人、3人を入れて、24名ぐらいでここを管理しようとしているのかなというふうに思いますけれども、それで総額が7,500万円ぐらいかなと思いますが、そこはちょっとお聞きをいたします。

それから、給食の委託で4,152万円でありますけれども、我々があそこを1回見に行ったとき、どなたが委託を受けるのかちょっとわからなかった部分もありましたけれども、市内の業者であろうということでありました。この4,152万という部分で、実際入っていらっしゃる方は70名ですが、多分いろいろな方がいらっしゃると思うので、それに合わせたメニューづくりからもやるとなると、当然管理栄養士を1名常駐させなければならないのではないかと考えております。そこら辺はこの委託を受ける方たちは、どのようにお考えなのか、この2点をお伺いします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 議員がご指摘のこの給食業務の4,100万円、これにつきましては給食だけではなくて、清掃業務等、施設の管理の関係の委託料も含んでおりますので、これが全て給食ということではございません。それで、現在市内の業者にもう今年度から委託をしております、3年契約ということになっておりますので、新しく指定管理になっても、この契約はともに継続しているということになります。

それから、順番が逆になりましたけれども、スタッフの関係なのでありますが、当面は経費節減というのがありますので、この当初の計画どおりの人数でやっていくというふうに考えているということでございます。

○議 長 魚沼荘所長。

○魚沼荘所長 後段の栄養士の件につきまして、現在委託先の企業の管理栄養士が配置されております。また、魚沼荘のほうとしても給食業務を管理する意味で、1名の栄養士を配置しております。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 そうすると、現在社協から21名ということですが、21名体制でこちらのほうはやっていかうというわけですか。21名で7,500万ほどの人件費だろうということで考えていいわけですか。指定管理の方たちの管理栄養士の常駐の部分でありますけれども、3食という部分がありますし、どういう方が入られるかわかりませんが、全く同じものを食べるというわけにはいかないというのがあります。特に高齢の方ですと、硬さでありますよね、硬さが問題です。飲み込みができないとかというのでも出てくるので、そこら辺はきちんとした方が、そこに常駐しないとなかなか難しいだろうと。その方を入れての4,152万ということであれば、これは適当かどうかわかりませんが、この常駐かどうかということだけお聞きをしたい。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 最初に訂正させていただきます。スタッフの21名に関しては、現在社会福祉協議会に相談業務等を委託している人数が21名でありまして、指定管理に移った場合、事務系、所長、それから事務のスタッフのもう1人ということで、最終的には23名ということで考えております。

それから、給食業務につきましては、今年度の予算が3,900万円ほどでありますので、4,100万の中でその金額ということになります。当然、いろいろな方が入所されておりますので、普通の老人施設と同じような、一人一人の口に合った食事ということを考えていかなければなりませんし、緊急の場合の対応も含めて提供していかなければなりませんので、栄養士の方につきましては常駐ということで考えております。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 そうしますと、社協さんがフルメンバーでやられるわけですが、入所基準等は当然市が決めたものであります。ではこの方を入れましょう、というような判断のときに、その指定管理を受けている方たちは専門家でありましょうから、この方たちの意見が優先されるのだろうというふうに思っております。けれども、そうではなくて入所云々についての部分だけは市のほうに関与するのだというところがあれば、最後お聞かせ願いたい。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 入所の選定に当たりましては、当然それまでに入所を希望される方の状況等につきましては、市のほうで把握をしております。それで、その一人一人の状況につきまして、魚沼荘のほうの現場と相談しまして、こういう方は入所可能かどうかということを経験して、事前に市、それから魚沼荘の担当と協議を行います。最終的には入所判定委員会というのがございますので、その中で入所を決定するということになっております。当然ながら、現場の声、現場が受け入れ可能かどうかということを経験して決めていくというふうに考えております。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 もう1回、指定管理ということについて伺います。特命という形なのか。指定管理のそもそもの導入段階では、何社かで期間を区切ってというような形が、民活というか、民の力を借りてというような話があったかと思うのです。こういった形で指定管理者制度が、地方では大体業者がいっぱいないからこういう形になるのかという感じがするのです。そうすると本来の指定管理という名目ではなく、さっき言った業務委託というような形のほうが適する、こういった施設があるのかという感じが私はするのです。そういう点はあくまでも公的施設は指定管理者制度にのっとってというような形になるのか、その辺をひとつお聞きします。

そういった中で一番問題になるのが、人件費等の問題です。冒頭に説明がありましたが、1,650万円のマイナスになると。要するに節約ができると、こういう言い方をされましたが、そういうものが今度は委託費をどんどん節減できるかどうかということになると、そこで賃金体系が崩れてくるとか、それをまた委託清掃業務とかそういうものに波及していくとい

うような事態が起きやしまいかというふうに感じるのです。こうして完全に委託という形になると、その裁量でやるというような形になるかと思うのですが、そういう点で心配はないか。要するに、官がやった仕事が民に移って、そして労働環境が悪化していくというようなことが懸念されるわけでありますが、そういう点の対策というのはどういうふうに考えておられるか、ひとつお聞きいたします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 指定管理による管理の目的といいますと、サービスの向上と経費の節減というのが大まかに2つございます。それで、この施設につきましても、それらを目的として、さらにサービスの充実ということで行うわけです。けれども、当然経費の節減に関しましては、先ほども説明がありましたけれども、人件費が第一ということになっておりますが、それだけではなくて、いろいろなノウハウを駆使する中で、他の経費、例えば委託ですとか、管理上の経費を節減できるというふうを考えているところから、社会福祉協議会を管理者として指定するものでございます。現在の状況によりまして、かなり社会福祉協議会はそういった部分の事業を展開しておりまして、その管理のノウハウも十分持っているということと、それから、現在の老人福祉を取り巻く状況によって、なかなかこれに変わって施設を管理できるというのがまだないというようなことから、当面の間、5年に限ってこの社会福祉協議会をお願いするということでの指定でございます。

それから、ほかの経費の節減、例えば委託料関係、管理上の経費の節減につきましては、もうけ重視ということになると、当然そういうところからの切り詰めが起こるという危険性がありますけれども、これにつきましては公の施設ということもありますし、何よりも入所者へのサービスが低下することが一番懸念されるわけですが、その辺につきましては十分社会福祉協議会と検討しながら、サービスの低下、それから相手の業者への負担が増えることのないよう、逆に負担が増えることがないように話し合いながらやっていきたいというふうに考えております。以上です。

○議 長 賃金体系云々という設問に対する、崩れる心配はないかという質疑がありました。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 大変失礼しました。人件費につきましても、先ほどの経費のことと合わせまして十分な管理をしていくということとやっていきたいというふうに思っております。以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 一番初めの委託にできないかという部分でございます。指定管理者制度についてということでちょっとご説明をさせていただきますが、この指定管理者制度につきましては、小泉内閣の骨太改革の一環といたしまして、今ありましたようにサービスの向上、それから経費の節減、それから民間活力の導入ということも含めまして、2003年の9月から施行されておりまして、今まで公の施設で管理委託を行ってきたものは指定管理に移行すると

ということで、直営か指定管理かという2つの選択しかございません。そういった意味で、新しい施設ができたことを契機に魚沼荘も、今までの直営から指定管理に移行するというものでございます。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 制度上、こうせざるを得ないというのは多分そうだろうと思いましたが、問題はやはり経費の節減というところで、大きな問題が将来的に発するだろうというふうに言われています。そうした中で、公設でありますので、そういった点で何らかの報告なりを受けられるような形をしておいたほうがいいのかなど。要するにこうして見積もりが出てくるわけですが、どんどん下がっていったときに、だんだん人件費なり、委託費が少なくなっていくという状況は、ちょっと逆行するようなことが起きないように、報告を受けるような内容を加味したほうがいいのかというふうに感じますが、いかがでしょうか。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 当然指定管理をするに当たっては、協定を結んでいくわけです。協定の中にも当然毎年度の事業報告、それから経理の関係、詳細につきましては報告を受けるわけですし、途中でも当然私どものほうで調査をするということになっておりますので、その辺については懸念はないというふうに考えております。以上です。

○議 長 26番・若井達男君。

○若井達男君 1点お伺いします。今までの説明の中に出てくるかと思いましたが、ちょっと聞き逃したかどうかですが、先ほどから管理体制、それから栄養管理等については、それぞれきちんと準備されて向かっているということですが、保健衛生管理についてはどういった体制になっておりますか。

70名があそこに共同で、一つ屋根の下で生活をされるわけです。そしてその中から具合の悪い方等については、介護施設等、デイサービス、その上は医療があれば病院、医療施設のほうにあそこから通い、もしくは入院されるわけです。そういった関係で保健衛生、そして医療対策等についてはどういった体制になっておりますか。それをお聞かせください。

○議 長 魚沼荘所長。

○魚沼荘所長 保健医療に関しましては、現在看護師を2名配置しております。日常の医療相談等は受けておりますし、具合が悪い場合は受診ということになっております。

また、福祉サービスにつきましては、養護老人ホームは介護度3以上の方、介護度が出た方には外部のサービスを利用できるという制度でありますので、デイサービス等を利用されている方が大勢おります。衛生面につきましても、基本的にはノロ対策、インフルエンザ対策ということでマニュアルをつくって、予防にも努めておりますし、発生しないよう努めております。以上です。

○議 長 26番・若井達男君。

○若井達男君 今ほど、所長のほうからそういった感染症についての説明をいただきました。私が心配したのは、元気な方がほとんどの70名なのです。そういう方は個人的な行動が

できます。そして今度、具合の悪い方はデイサービスへ行った先のほうから、そういった感染症のもととなるものを本人が身につけて施設内に入ってしまうということで、数年前には今ほど説明がありましたノロウイルスに対して、魚沼荘としても、またそこから通っておられた介護施設のほうに感染症そのものになかなか——病気に対しての医療に対しては十分な体制もあったと思うのですけれど——そういったところが薄かったような気がしたものですから。やはり、元気な人が外に出てくると、どういった問題が身について、本人のわからないうちについてくるかということが心配になっておりますので、特段のこれは注意、配慮が必要なのではないかと考えております。部長、その点、前にもちょっと確かお話したことがあると思いますがいかがですか。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 議員のご指摘はもつともで、実際のところ、数年前にデイサービスの施設から持ち込んだか、逆だったかあれなのですが、そういう事例がありました。それを期にといいますか、前々から気をつけてはおったのですけれども、そういう事例が発生したことを契機としまして、マニュアルの強化、それから早期の発見、早期の対応ということで職員に周知しておりますし、対外的にも周知するような形での体制をつくっております。今後さらにそういった体制を強めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議 長 9番・笛木晶君。

○笛木 晶君 5年契約ですので、この1億5,000万を5年間でもらって、収支がとんとんでいいのか、1年、1億5,000万で経理しなければならないのか、その辺の経理の仕方ですか。これを契約するともう後は更新時までは何も出てこないわけですね。そういうことで、経理の関係は、5年間掛ける1億5,000万の金で清算して、その範囲内で収まっていればいいというような考え方なのか。1年、1年で清算して、どうしても1億5,000万使っているというようなことになるのか。その辺をちょっと——契約書がないのでわからないのですけれど、ちょっとお聞かせ願えれば。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 当然5年間の期間の中で、この1億5,000万が固定ということではありません。いろいろな事態が想定されますので、これは毎年度報告を求めて、また新たな年度につきましては要求に沿って、また精査しながら予算を決めていくということになります。以上です。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 直営時代のことは知らないものですから、入居料の徴収についてお伺いしますが、その部分ですよね。例えば、軽い認知症の入居者も考えられるわけですし、その部分までも指定管理者のほうで徴収するのか、あるいはこのことについては市のほうで徴収するのか、その点だけお願いします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 協定の中で、市が行うもの、それから指定管理者が行うものというふう

に区分しておりますけれども、入所の決定とともに、費用の徴収につきましては市が行うということで協定する予定でございます。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 106 号議案 南魚沼市養護老人ホーム魚沼荘の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって第 106 号議案は、原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 10、第 107 号議案 南魚沼市立中之島診療所の指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 それでは第 107 号議案 南魚沼市立中之島診療所の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。中之島診療所につきましては、平成 28 年 3 月 31 日をもって指定管理期間が満了となることにより、次期指定管理者を指定するものであります。

議案 1 ページをお願いいたします。公の施設の名称は南魚沼市立中之島診療所であります。2、指定管理者に指定する団体は医療法人社団優真会で、3、指定の期間は平成 28 年 4 月 1 日から平成 38 年 3 月 31 日までの 10 年間でございます。指定管理者の候補者につきましては、施設の性格や目的、その用途、施設の特殊性などから、施設の適正な運営を確保するため公募によらず、候補者を選定したものでございます。

3 ページからが議案資料で、優真会の中の島診療所事業計画書でございますが、大変申しわけありませんが、この表紙の優真会の方書きの表記に誤りがございましたので、訂正をお願いいたします。医療社団法人とありますが、議案の名称に表記されているとおり「医療法人社団」でございますので、訂正をお願いいたします。大変申しわけありませんでした。

めくっていただきまして 4 ページの 1、施設管理の基本方針及び施設の概要についてご説明申し上げます。当該診療所は無医地区を解消し、へき地医療充実のため昭和 55 年 1 月に旧塩沢町が、塩沢町立中之島診療所として開設し、医療業務をゆきぐに大和病院に委託し、地域医療を担ってまいりました。医療法人社団優真会は、当該診療所の医療業務を受託し運営するため、平成 15 年 2 月に設立をされました。同 4 月より医師 1 名、看護師 2 名、事務員 1 名の体制で、内科、外科、小児科、皮膚科の診療を開始いたしました。旧塩沢町では、診療設備や体制を充実するため、平成 15 年 12 月には新診療棟を建設し、これに伴い優真会は看

護師2名及び事務員1名を増員し医療業務を行ってきております。

平成17年10月1日には南魚沼市と塩沢町の合併により、南魚沼市立中之島診療所となり、平成18年4月1日から平成28年3月31日までの10年間で指定管理者制度により、優真会を指定管理者として基本協定を結び、現在に至っております。3の診療計画でございます。1年間の患者数を約2万人、1日平均約75人として見込むものでございます。5ページ、4収支計画でございますが、収入合計1億3,110万円、費用1億2,881万円として、229万円の利益を見込むものでございます。6ページは団体の概要でございます。以下、記載のとおりでございます。

指定管理者の候補者、医療法人社団優真会は、医師及び医療スタッフの確保も安定しており、受診者の評判もよく、過去10年間の患者数も平均して1年間で2万人、1日当たり約78人と多く、市の保健業務にも協力をいただいております。また、地域医療及び保健行政において、専門性や継続性が求められる診療所の管理運営業務において申し分ない機能を発揮していただいております、財務状況においても良行な実績を残しております。

以上で第107号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 お聞きをしたいのは、一般会計のほうから毎年度、運営貸付金ということでお貸しをして、大体年度末にお返しといたしますかいただくという、こういう方式をとっているわけでありましてけれども、これも引き続き同じやり方で指定管理ということで行くのだろうかと思っておりますけれども、そこら辺の方向性ですね。いついっかごろにはこういうやり方ではない方向にしたいのだというのがあれば、そこら辺の考え方をお聞きをします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 ご指摘のように、年度当初にお貸しして、年度末には返していただくという方式をずっととっておりますが、年々この額を減少させております。将来的にはゼロということで、健全経営をされておりますので、当初の運転資金ということでの必要性は徐々になくなってきているだろうということでもあります。この辺につきましては理事長と相談しまして、できるだけ早い時期に減額ないし、最終的にはゼロでいけるような形での運用を考えていきたいと思っております。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 107 号議案 南魚沼市立中之島診療所の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって第 107 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 11、第 108 号議案 南魚沼市長崎グラウンド管理棟の指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 第 108 号議案 南魚沼市長崎グラウンド管理棟の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。南魚沼市長崎グラウンド管理棟につきましても、平成 28 年 3 月 31 日をもって 10 年間の指定管理期間が満了となりますので、次期指定管理者を指定するものであります。

議案の 1 ページをごらんください。施設の名称は、南魚沼市長崎グラウンド管理棟であります。指定管理者に指定する団体は長崎生産森林組合で、指定の期間は平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 3 年間でございます。なお、指定管理期間を 3 年間としていることにつきましては、施設の建設から 26 年が経過し、補助事業の処分制限期間も過ぎており、今後施設の利用実態や実績等を勘案し、指定管理にかかわる管理方法を検討するため、3 年間の指定としたものでございます。指定管理者の候補者につきましては、施設の性格及び設置目的、施設の場所や利用形態などから公募によらず選定したもので、今までの指定管理の実績から現指定管理者である長崎生産森林組合を継続して、指定管理者の候補者として選定したものでございます。

3 ページからが議案資料で、長崎生産森林組合の事業計画書でございます。4 ページをごらんください。施設管理の基本方針では、林業者の健康増進と定住促進を目的に建設された施設であります。一般者のスポーツ振興にも寄与することを基本方針としております。2 の施設の概要は、木造 2 階建、延床面積 56.88 平方メートルのグラウンドの管理棟であります。3 の利用計画は、7 月から 8 月の半ばが中心でございます。5 ページ、4 収支計画は、維持管理費のための経費 60,000 円としております。5 は団体の概要でございまして記載のとおりでございます。

以上で第 108 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 108 号議案 南魚沼市長崎グラウンド管理棟の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって第 108 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 12、第 109 号議案 南魚沼市森林公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 それでは第 109 号議案 南魚沼市森林公園の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。南魚沼市森林公園につきましても、平成 28 年 3 月 31 日をもって 10 年間の指定管理期間が満了となることによりまして、次期指定管理者を指定するものであります。

議案の 1 ページをごらんください。1 の公の施設の名称は、南魚沼市森林公園であります。2 の指定管理者に指定する団体は、五日町森林公園施設管理組合で、3 の指定の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 3 年間でございます。なお、指定管理期間 3 年間とした理由は、前議案長崎グラウンド管理棟同様、施設建設から 34 年が経過しており、施設の利用実態や実績等を勘案し、今後の活用や指定管理にかかわる管理方法などを検討するためでございます。

五日町森林公園施設管理組合は、南魚沼市森林公園を管理、運営するために、地元五日町区の有志により設立された団体でございます。現在の指定管理者でもあり、施設や周辺環境を熟知しており、管理、運営についても信頼できるものであり、指定管理者として、継続して指名したく、指定管理者の候補団体として選定したものでございます。

3 ページからが議案資料で、五日町森林公園施設管理組合による事業計画書でございます。4 ページをごらんください。1 の施設管理の基本方針、2 の施設の概要、3、利用計画及び 4、利用料金が記載されております。市民が緑に接し、余暇活動による健康増進を図るとともに、林業者の雇用促進に資するための施設として管理、運営をしていきます。5 ページは収支計画書及び施設管理組合の概要で記載のとおりでございます。

以上で第 109 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 109 号議案 南魚沼市森林公園の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 109 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 13、第 110 号議案 塩沢勤労者福祉会館の指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 110 号議案 塩沢勤労者福祉会館の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。塩沢勤労者福祉会館につきましても、平成 28 年 3 月 31 日をもって 10 年間の指定管理期間が満了となるため、次期指定管理者を指定するものであります。

議案の 1 ページをごらんください。公の施設の名称は、塩沢勤労者福祉会館であります。2 の指定管理者に指定する団体は、塩沢織物工業協同組合で、3 の指定の期間は平成 28 年 4 月 1 日から平成 38 年 3 月 31 日までの 10 年間でございます。塩沢織物工業協同組合につきましては、当会館の 3 分の 1 を所有し、開設当初から管理、運営を行ってきております。当該会館を熟知しており、施設の管理運営状況も良行であり、今回の更新に当たっては公募によらず、継続して指定管理者の候補者として選定したものでございます。

3 ページから議案資料といたしまして、指定管理者の候補者による塩沢勤労者福祉会館の事業計画書でございます。4 ページごらんください。施設管理の基本方針と 2 の施設の概要であります。基本方針では、市民の福祉の増進と雇用の安定を図るため、広く施設の利用促進に努め、伝統工芸品の振興を図る拠点施設として、市民に対して織物産業に関する啓発と、販路拡大に努めるとしております。5 ページは施設の利用計画と利用料金であります。年間 3,000 人の利用を見込んでおります。6 ページは収支計画書が記載されております。7 ページは団体の概要となっております。年間 190 万円の予算であります。利用料と塩沢織物工業協同組合からの収入で運営をしております。

以上で第 110 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

20 番・腰越晃君。

○腰越 晃君 開設されてから 30 年以上経過しているということで、施設の老朽化も、行ってみるとかなり進んでいるように思えるのですけれども、この辺の建物について、今後どのような考えがあるのか。

それからあと、いろいろ織物組合で利用されているのですけれども、何といたしますか、利用

価値が見えないというかそういう部分があります。そのところの、指定管理者に委託する上で、いわゆる管理、運営について今後の市としての考えがあればお伺いをしたいと思います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 施設の老朽化、これはかなり見た限りでも大分進んでおりますし、修繕等々については、また管理者のほうの持ち分もございますので、そちらのほうと協議しながら進めているということでございます。今のところ、すぐ今の施設を例えば建てかえるとか、そういった部分での計画というのはございません。

なお、利用についてですが、平成28年度の事業計画にもございますけれども、3,000名程度のいろいろな部屋——部屋というか研修室等の利用ということになるわけですが、見込んでおりますし、今までの実績もございます。本来のいわゆる織物の会館としての事業も前は行っていた部分もありますし、施設としてあるのだけでも、なかなか利用できないという部分もありますけれども、塩沢織物の普及、それから伝統の維持という部分で、会館の組合のほうとまた協議をしながら、有効な利用を図っていききたいと。当然に今までの利用は確保できるものだというふうに思っております。

○議 長 20番・腰越晃君。

○腰越 晃君 施設の考えについてわかりました。利用なのですけれども、例えば十日町の市立博物館等へ行きますと、そこにいけば十日町の織物の歴史がわかるみたいな、いろいろ従来使っておられた機械であるとか、あと織物関係の歴史等をつぶさに見ることができるという非常に勉強になる。小中学生にとっては非常にいい、織物を通じた十日町の歴史という部分を学べる場所になっております。越後上布、ユネスコ世界遺産でしたか、ちょっと言葉ははっきりしたことを言えませんが、そうした世界遺産等にも登録されているものでもあります。

この南魚沼市のそうした織物の拠点といいますか、いろいろな意味で塩沢織物会館というのが1つの拠点施設になろうかと思えます。しっかりそこに行けば、塩沢織——六日町も織物があったわけですが、この地域の織物の歴史、産業の歴史というのがわかるような、勉強ができるような施設化というのも検討されてよろしいかと思えます。それも今後の期待としてあるわけですが、今現在そういったお考えがあるのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 今まで織物会館をそのような形で、織物の物を展示するとかということではちょっと考えておりませんでした。牧之通りでは織物を展示して、そういうことでお客様に織物をアピールしてきましたけれども、今、議員の方から提案がありました。実際織物の組合員数もどんどん減ってきております。その中で、ある程度そういうことも考えていけるのかということで、今後検討させていただきたいと思えます。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 110 号議案 塩沢勤労者福祉会館の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 110 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 14、第 111 号議案 八海山麓観光施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 それでは第 111 号議案 八海山麓観光施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。八海山麓観光施設につきましても、平成 28 年 3 月 31 日をもって 5 年間の指定管理期間が満了となることによりまして、次期指定管理者を指定するものであります。

議案の 1 ページをごらんください。1 公の施設の名称は八海山麓観光施設であります。2、指定管理者に指定する団体は株式会社アクティで、指定の期間は平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。今回の更新における指定管理者の候補者の選定につきましては、指定管理者選定審議会における公募による選定とした方針によりまして、市報 7 月 1 日、7 月 15 日号と南魚沼市のウェブサイトに掲載し、公募を行いました。公募の期間は平成 27 年 8 月 3 日から 8 月 31 日までといたしました。その結果、現在の指定管理者であります株式会社アクティ、1 団体のみ応募でありました。

株式会社アクティは平成 23 年 4 月 1 日から 5 年間、当該施設の指定管理者として管理、運営を行ってきており、地域の活性化や四季を通じた観光誘客も積極的に行ってきております。申請書類の審査においても不適合事項は認められず、指定管理者選定審議会を経て、指定管理者の候補者として選定されたものでございます。

3 ページから議案資料の指定管理者候補者による八海山麓観光施設の事業計画書でございます。4 ページをごらんください。1 の施設管理の基本方針では、利用者の健康増進と観光振興による地域の活性化を図るとしております。2 は施設の概要であります。スキー場とサイクリングターミナル、勤労者体育館の 3 施設を管理、運営するものであります。5 ページ、6 ページは施設利用計画と利用料金が記載されております。スキー場の入込数は 1 万 2,990 人と、平成 26 年度シーズンの実績からは少し控えめな数字となっております。7 ページには収支計画書、8 ページには指定管理者候補者の概要が記載されております。概要の 2、活動内容には 3 施設を活用したさまざまな活動やイベントが記載されております。

以上で第 111 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

12 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 7 ページであります。業務委託料で 1,100 万円出ているわけでありましてけれども、例えば冬の場合、修繕料とかいろいろ項目が書かれています。1,500 万までは出すとか、これは今年度のやつなのでどれぐらい、毎年大体 1,100 万円でやっていくのか。それが 2,000 万、3,000 万となったときでもそれは出ていくのか、それをお聞かせください。

スキー場として地元の方もかなり利用すると思います。スキー場もそうですし、サイクリングターミナルもそうですけれども、外貨を稼いでいる部分が、先ほど言われた来客数の中で、外から来ている人、内側から使っている人というものがどれぐらいあるのか、教えていただきたいと思います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 指定管理の委託の部分でございますが、ここずっと何年間は大体据置きといたしますか、管理料、管理委託料ですね、業務委託料としてずっと同じ金額できております。修繕等々の場合でございますが、これは協定によりまして、高額になる場合につきましては、指定管理者のほうと市のほうで協議をして進めていくということになっております。なかなか当初では計画できない部分もございますので、その都度協議をして行っている。ただ、軽微なもの、これについては管理者のほうで行うということによっております。

それから、当然、収益事業で行ってあるわけですけれども、今のところ、利用料金のほうにつきましては、利用者のほうもスキー場、それからサイクリングターミナル、こちらのほうが二大収入源というふうになっておりまして、収入の利用料金のほうも、大体横ばい、ないしは若干上がってきております。先ほど言いました説明の中にありましたように、いろいろなイベント等の企画をされて、収入実績を上げるということで、何とか赤字を出さないような形で収入を行っているということです。収入実績のほうでは大体 6,000 万円前後ぐらいが収入としてありますので、この辺につきましては、計画書の中に 5,400 万円程度を盛っておりますけれども、この辺は何とかクリアできるものだというふうに思っております。以上です。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 内部の方の収入と外部の方の収入ということですがけれども、まことに申しわけありませんけれども、今のところつかんでおりません。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 どれくらいまで出せるかといいますが、当然、利用料収入と委託料とその中でやっていくしかありませんので、それが基本ですけれども、当然いろいろな修繕、あるいは備品等々のことも出てきますから、今のところ幾らぐらいまでという上限といえますか、その辺は決めておりません。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 決めていないということですが、じゃあ、かなりかかっても出すかどうかというのは協議次第になるということというふうに捉えていいのか、お聞かせいただきたいと思います。

それと、冬の部分での委託料が多いわけですし、冬を閉めれば夏場だけでも売り上げ的にはあるのかと思いますけれども、そういうような考えがあるのかないのかお聞かせいただきたいと思います。

それと、5ページからの4ですね。利用料金という(1)リフト券のシーズン券であります。委託料を出していれば、市の税金から出ているわけですので、シーズン券なんかは3万円、子どもが1万4,000円となっておりますけれども、私の考えであれば、市民であればシーズン券5,000円、子どもであれば2,000円ぐらいでやるべきかと思います。それは今言った税金のかかっている部分もありますし、例えばディズニーランドでも年間5万円、ユニバーサルスタジオでも年間パスで1万7,000円です。2回行くよりも安いというようなシーズン券を出すと、非常に効果があるものだと思います。多分、この料金だと買われている方があまりいないのではないかと思いますけれども、そういうことをやって、市民からも使いやすいようなスキー場にしていけばいいと思いますけれども。

それと(2)でございますけれども、宿泊料金であります。1泊2食、1泊の朝食つき、食事なしと出ていますけれども、この計算を見ると、夕飯は600円で朝食は1,200円となっている料金ですが、料金設定自体がちょっと私はおかしいと思いますけれども、そういう面は思わないでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 幾らでも出すかということは、さっき答えましたように、そのとき、そのときの協議であります。例えば圧雪車が、とかという話もありましたし、あるいはリフトのワイヤーということもこれから出てくるわけですが、基本といたしましては、今、冬を閉めるという話もありましたが、閉めるつもりは全くありません……(何事か叫ぶ者あり)だから閉めるつもりはありません。

それから、利用料金については、これですね、いわゆる官営ですから、他の民間部分をそう圧迫できないと。ここだけ安くしてどんどんここに来てということは、少しずつは言われていたわけです。ですから、そういうことも考慮して、ここだけが、市民の皆さんだけが――市民の皆さんに優待券を出すということについて、ここで非常に安くなっているからみんなここに行こうということになりますと、他の民間でやっていらっしゃるスキー場にも相当の影響がでるだろう、そういうことです。宿泊料もホテル関係等を含めて、ここだけ特に安くするということではできませんので、そういうことで頑張っている、それはご理解いただかないと。市でやっているから安く、その補填分はみんな市が出すじゃないかと、必ずこういう話になってしまうわけですから、そうではないということでこれはご理解いただかなければならないと思います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 宿泊料金の面も含めて、特に宿泊料金のそれについては、単に食事があるから、ないからという部分だけの単価分が引けるとかということではない。総合的な中で、いわゆる食事なしと1泊2食という部分を決めておりますので、それは利用料金の範囲の中で管理者のほうと市のほうで協議をして決めているということでございます。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 わかりましたけれども、地域の一番身近な方が行くスキー場がいいと思うのです。やはりシーズン券をこの値段で出せば、近所の方が一番行かれると思います。大和は今、民間でやっているスキー場がないわけですので、こういうようなやり方をやっても私はありかなと思いますし、地域が応援するスキー場であればいいかなと思っております。

宿泊料金になりますけれども、私はやはり朝食が1,200円で、ディナーというか夕飯が600円というのは、普通あまり料金体系としてどうなのかと思います。その辺もちょっと見直しをかけるべきではないかと、普通に常識の範囲ではそう捉えますので、検討していただきたいと思っております。以上で終わります。

○議 長 答弁はいらぬですか。

産業振興部長。

○産業振興部長 料金のほうにつきましては、市のほうと管理者のほうで毎年協議をして、なかなか今の時代、値上げをすることはできませんし、かといって先ほど市長が答弁したように、他の事業所さんとの関係もございますので、そういうことでありますが、管理者のほうとはその都度協議をしてまいりたいと思っております。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 時間のあれで大変恐縮ですが、ちょっと時間をいただきたいと思っております。私は最初に、受けていただいて感謝したいと思っております。なかなか現状の中で受けるという人は——正直いってあまりいい状況ではない中を受けていただいたと、それをもって私は感謝したいと思います。地域の雇用促進をするという面に関しては、私は地域にとってみればありがたい部分だと思っておりますので、それに関して私は感謝したいと思っております。

その中で何点かまず確認させていただきたいのは、この指定管理の期間を5年にした理由です。今、刻々とスキー状況の中が変わっております。1年、1年本当に変化している中で、なぜこの5年にしたのかという点です。ある面では、5年にしたということは市が保証してあげると、変な意味の捉え方をしたらあれですけども、そういう意味にもとられるわけありますので、まずこの5年という部分を1点目お聞かせいただきたいと思っております。

2点目でありますけれども、前議員からもありましたが、利用料金の件でございます。私はこの条例をみたときに、この計画の料金体系が、リフト代、宿泊代、体育館の使用料というのが出ておりますけれども、この数字を見たときに、発注というか、執行部の立場として、この料金計画をどのように判断されているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

もう1点目でありますけれども、これを見ますと、3月はかなり厳しくなっております。多分、昨年度八海山麓さんの入れ込み状況は、3月で1,930人だというふうに私は見ておりますけれども、その中で、今現在、3月の運営体系等はどのようにやっているのかお聞かせいただきたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 この指定管理の委託期間といいますか、5年、あるいは3年とか、10年とかいろいろありますが、これは何年にしたからそこまでどうしても保障しているという部分ではありませんで、大きな事情の変更等があれば、当然解約ということになりましょうか。例えばどうしてももうここを閉めなければならないとか、そういう事態が生ずれば、それは当然市のほうも指定管理者に話をして、ここで打ち切りとかそうなりますから、5年間を保障しているということではありません。そうならないように努めますけれども。

それから、利用料ですけれども、今、塩谷議員からも触れていただいたように、市のお金を入れているのだから安くすればいいという考え方、それはありますが、これはなかなかそういうわけにはいきませんよということは申し上げました。この利用料金が適正か否かといわれると、私は経験している皆さん方が周辺の状況も見ながら設定しているわけですから、私は適正だと思っています。それらについてはさっき部長が申し上げましたように、新たにまた指定管理者とそれぞれ打ち合わせをしていかなければならないことだろうと思っております。3点目については担当のほうで答えます。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 3月になって運営形態が突然変わるわけではございません。平場のスキー場といういい方は変ですけれども、リフトが2本のスキー場です。合宿とか学校のスキー授業の誘客という部分が非常に多いかと思えます。その中で、スキー授業と合宿等の誘致等をしてございますけれども、誘致にいても相手様があることですので、今年は来られないということになれば減るということになるかと思えます。そういうスキー授業に誘客の部分が非常にウエイトがあるというスキー場ですので、一生懸命セールスはしていますけれども、これも相手様があることですので、運営体制が変わるわけではないですけれども、入れ込み数は減るということもあろうかと思えます。以上です。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 市長から市の部分ですから安くする必要はないということですが、正直言って、私もそう思っております。申しわけないのですけれども。そんな中で私が確認したいのは、前にもこの点に関しては質問をさせていただきましたけれども、我が条例を見ますと、この条例にありますから、これは金額が出ていますよね。はっきり言って1日券が3,500円、子どもさんが2,500円、この中で計画を見たときに、このスキー場の料金体系は1日1,300円で計上しております。宿泊の形態も5,500円としております。これを見たときに私はこの条例を見させてもらったのです。そのとき、範囲以内であれば料金を変更することができるというふうに書いてありました。てっぺんを書いて。

だけど、この解釈の仕方ですよ。範囲内の解釈の仕方はどこまでみているのかということなのです。下はどこまでみているのか。先ほど市長が言ったように、民間を圧迫するような料金体系ではおかしいのではないのかということをおは、その点どのように——さっき言いました、市内はある面で私はいいいと思っっているのです。でも市外の方たちを誘客するとき、どういう状況かつかんでいないということはないでしょう。私はつかんでますよ、はっきり言って。地元からいろいろ聞いています。そうした中で指定管理料というのは、実際どうやって決めているのだろうと気になるのです。大変申しわけないのですけれども、それは何かと言うと、例えば今指定管理料ですけれども、去年度、平成 26 年度は管理運営費が 1,531 万円でありました。そのほかに八海山麓の整備事業費として 1,198 万円計上しております。そのほかに除雪車云々は別の部分で出ていますよね。2,730 万円計上している。

それで私がちょっと心配しているのが、目標が昨年度は——スキーなんかは見たときに今年はスキーは 1 万 7,700 人です。今年はい 1 万 2,000 人ですか……計上している。そういうのは状況の変化ですから、ある程度現場が本当にそうした中でしているのはいいと思うのです。そうした中でちょっと私が気になるのは、指定管理料です。事業計画の中で見せてもらったときに、来年度の指定管理料は 1,454 万 8,000 円ある面では、この事業計画の中に入っております。そうした中で八海山麓の整備事業、3 年間で何と 7,440 万円計上しております。計上というか見込んでいるということですね。

本当にそういうことを考えたときに、もう少しひざまずいて、執行部で調べて、本当の現場を守るためにどうしたらいいのか。また、この市全体の民間の業界を守るためにはどうしたらいいかという部分を、やはり協議していかなければいけないのではないのか。例えば 3 月の入れ込み状況を見たときに、全く変わらないということは、ちょっと私はどんなものかと思ひます。確かに雇用の面からいえばそうかもしれないけれども、今、民間はリフトを減らしてでもやっています。平日は減らしてでもやっています。そうした中で必死になって守って、どうしたら経営がよくなるかということをおは考えているわけですので、そういう点もやはり考えていかななくてはいけないときではないのかというふうには私はおは考えますけど、いかななものでしょう。

○議 長 市長。

○市 長 個々の問題点は別にいたしまして、ここのスキー場も開設以来、相当の年数がたっておりまして、ご承知のようにリフトのワイヤー等についても不具合が生じることもあるわけでありまして、これを継続していくという今の方針でありますから、事業計画の中ですか、7,000 万円とか 6,000 万円とかあげておりますが、それはそれでそのときに発生しなければ、別に予算処置をする必要もありませんので、一応念のためという部分はそれはござひます。それはご理解いただかなければなりません。

それから、収入が多くなって、多くなっても我々の指定管理料が全然変わらないということはありませんから。収入が増えて、状況がよくなれば指定管理料は減らしていくわけですから、これはそういうことでおはご理解いただかなければなりません。

民間との部分でありますけれども、民間を大きく圧迫するという意図は全くございませんが、じゃあといって、民間の皆さん方のところより相当高く設定するというのもなかなかこれはできませんので、その辺はその時々状況ということでご理解をいただきたいと思っております。大きく圧迫をしていると、そういう状況が本当に見えれば、それはそれで我々も考えなければなりません。そういうことです。

それから、いわゆる外貨ですね。外部客と内部客はどんなだと。私も何度か行きますけれども、ほとんどのスキー大会は外部からおいでいただいていますから、市内のスキー大会というのは確か1回か2回ぐらいです。あと平日にどの程度、外のお客さんがおいでいただいているかというのはちょっと私も把握していませんけれども、そう平日の中で外部からどんどんおいでいただいているという状況はないかもわかりません。しかし、トータルでみれば、これは相当外部の方からおいでいただいているというふうに私は思っておりますので、その辺も含めて、検討すべきは検討していくということでご理解いただきたいと思っております。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 3月につきましても、なかなかこの辺のスキー場は3月になると客足が鈍るという部分がありますが、閉鎖をしてしまいますと、シーズンを通しての営業と、閉鎖してしまって平日はやっていない、週末やるというような形になると、その辺のまたスキー場としての継続性といいますか、イメージといいますか、そういったのもございます。いろいろな団体、大会とかそういったものをスキー場のほうでいろいろ企画、あるいは誘致をして、なるべく休業のないような形で進めるということでやっております。

ただ、これは本当にスキー場のほうが経費の持ち出し分、それから収入分、これを比較した中でやはりやっていかれないという形になれば、その辺はまた管理者のほうと協議をしながら、営業日等の判断もしていかなければならないと思っておりますけれども、今のところはやはりシーズン中は極力営業する。そのあいている——あいているというか平日等につきましては、いろいろな団体等の誘客に努めるということを念頭に置いております。以上です。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 わかりました。ぜひ公平さと、また、同規模の民間も必死な思いでやっている部分もあります。やはり一生懸命、今、多分指定管理者の方も努力されていると思っておりますけれども、ぜひ相談にのっていただきながら、厳しいところは厳しく指摘もしなければいけないのが実情かと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それと、どうしてもこの部分で聞かなくてはいけないので、あときょうの日程を見ても聞かれないのであれですけれども、市長もご承知のとおり、実は今スキー産業は、この昨今の天気状況をみたときに、本当に状況は厳しい予報がでております。ぜひ、私はここで市長に、観光産業の部分で本当に緊急対策を打たなければいけないようにならないように祈りたいのですけれども、そうなった場合、早急に市長からのよき判断をしていただきたいということを市長に確認をした中で終わりたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 担当部課を中心に、既に検討を始めておりますので、よろしくお願いたします。

○議 長 昼食のため休憩といたします。休憩後の再開を 13 時 30 分といたします。
〔午前 12 時 17 分〕

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。
〔午後 1 時 30 分〕

○議 長 第 111 号議案に対する質疑を続行いたします。

16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 この施設であります、資料を見ますと、例えばスキー場は昭和 42 年開設でありますね。サイクリングターミナルの宿泊は昭和 58 年というわけでありますけれども、市長は常々民にできることは民へということで、指定管理の考え方の中にもそれは若干入っているわけであります。大和町は合併して 11 年過ぎたという中で、完全に民営化でやらせるという考え方が、今回指定管理委託を考える前に、完全に民営化させるという時期だなというところは全く浮かばなかったのかどうかをお伺いしたい。

○議 長 市長。

○市 長 状況の中で、民間で引き受けようとかそういう方がもしいらっしゃれば——今だってあれは今やっているのは株式会社アクティで民間ですから。ただし、それぞれの旧町で建設あるいは維持してきたものについて、いわく因縁、故事来歴それぞれありまして、全てを一律にもう完全民営化だとか、そういうことはなかなかでき得ない状況であります。

結局あの地域も、スキー場あるいはサイクリングターミナル等を糧にして生きてきた皆さん方が大分いらっしゃるわけですね、それはご存じだと思います。そういう中で民間に任せるべきと、民間に任せられれば任せるということは考えますけれども、今そういう状況ではないということをお断りして、今もまだその気持ちは変わっておりません。

しかし、徐々に改善してきておりますので、例えばアクティさんがこれから後 5 年間やる中で、相当状況が改善したり、あるいは施設的にもきちんとしていければ、それはアクティさんそのものが受けていただくことになるかも知れません。それはわかりません。ほかの民間が名乗りを上げるのかもわかりませんが、今はまだそういう状況ではありませんので、やはり地域——ご存じのようにあそこは土地を、山を借りているわけですね。これも当時の行政との信頼関係の中でそういうことになっているわけです。

五日町スキー場も同じようですけども、これはまた全く生い立ちが違いまして、民間といいますか地域の人たちが自分たちでやろうということで立ち上がったということですから、同じような形態ではありますけれども、立ち上がりの内容も違います。ですので、今そういうことを全く当時から考えないかと言えば、考える頭はありますけれども、実行ができないということでもあります。できる状況にないと。

○議 長 22 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 利用料金とか業務委託料とかいろいろありますけれども、先ほどちょっと15番議員のほうで同じようなことを言いましたが、例えばこれだけじゃなくて除雪車のリースとかあるわけですよね。そういうことも含めてやったほうが会計はすっきりすると思うのです。指定管理の支払い方とか。業務委託料はこれでやっているけれども、除雪車リースは別枠となると、やはりわかりづらいわけです。要は幾らここのスキー場の維持にお金がかかっているのかというのは、やはり私たちが判断していくのに重要な要素ですし、市民からしても興味のあることだと思うので、そこのところはしっかりしてほしいと思います。

あとそれと今回どこでやろうかなと思っていたのですけれども、最後が一番いいなと思ったのであれですけれども、指定管理が10本ぐらい出てきたわけです。指定管理全般のことを最後に聞きますので、その中で随契みたいに、これは公募でやりました。でもほかのやつは随契みたいにやっているわけです。それはそれで私はいいいという思いがあるのです。

ただ、随契というかの中でも、例えばこれはうちでもちょっとできるかもしれないというふうなのがあった可能性があるわけですよね。極論を言っちゃうと、万条児童遊園なんてこれは絶対ほかのところではないと思いますけれども、八本、九本、十本ぐらいある今回出たやつ以外で、ほかの指定管理があるじゃないですか。ディスポートだとかいろいろなそういうところで、これはもう随契というかでやるのが決まっているから、ぴんぴんはじいていることがないのか、ちゃんと相談に乗って、いろいろ打ち合わせした上でそういうふうには回答を出しているのか。そこのところの把握をしっかりしているのか。これは指定管理全般についての考え方をちょっと聞きたいのでお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 指定管理的なものにつきましては、審査会といいますかをやっています。今のスキー場についても募集はしているのですね。しかし、これ1社であるということです。募集してしかるべきものはします。今、議員がおっしゃったように、万条の遊園地だとか長崎の森林組合の関係の施設だとかなんていうのは、もうほかに受け得るところも当然ないわけです。ですから、その状況に応じて、もし他に受ける可能性があるとするればそれをやっていく。

しかし、最後の文化スポーツ振興公社の件でありますけれども、文化スポーツ振興公社は、立ち上がりから市が関与をしてそして、職員も採用してやってきているわけで、そういうことがきちんとある程度整理されるとか、そういう状況にならないうちにどんどん切って捨てるという、例えばディスポートだけを切り離してやるとかということは、まだ考えられない。しかし、これから考えていかなければならない問題ですから、それは当然そういう対象には入ってくるということでもあります。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 最初の指定管理料といいますか委託の部分と、いわゆる施設の整備的な部分も一緒にというのがわかりやすいというご質問でございます。基本的には市有施設

を指定管理で出すと、指定管理で運営をしてもらうということですが、基本的にはその施設にかかわる部分——日常的な運営の中で修繕が出るとかそういった部分は別でございませぬけれども——もともとの施設にかかわる部分については、市有施設でございませぬので市のほうで整備ないしをしていくと。それに対して、中の条件が整ったところである程度管理運営をしてもらうというのを指定管理、という区分けにしておるといふことだと思っております。以上です。

○議 長 22番・牧野晶君。

○牧野 晶君 順番が逆になりますけれども、お金のほうに関しては、指定管理で業務委託とかそういう点でそっちの言い分もわかるのですけれども、でもそうじゃなくて、要はこの施設の維持に幾らかかっているのといふのを、では別資料でもいいので出してくださいよということですよ。例えば5年前だってそうだし、3年前だってそうだし、そういうふうにしていくほうがわかりやすいですよといふわけですよ。そこをやらなければいけませんので、まあ、そこはわかりました。

あと市長のほうからディスプレイ——僕がディスプレイを例に出してあれだったのですけれども、ディスプレイ以外にも例えばできるところってあるのではないかという思いがあるのです。例えば今、八色の森公園なんて県の人たちが指定管理で地元の業者に出していますし、そういうふうに公園管理をまかるところってあるわけですよ。

例えば万条のこういうところを受けるか受けないかといふのは、それはわかりませぬよ。わからないですけれども、例えば銭淵公園を受けたいとか、そういう話だってひょっとしたら舞い込んできているのかもしれないですよ、ほかの公園だって営業に来て舞い込んできているのかもしれないですよ。そういうのがありますけれども、そういうのをぶちぶち切っているのか、ちゃんと話を聞いて考えているのか、そこを私は聞いてみたいのです。

具体例を出せば、銭淵公園とかそういうところも——あそこは今どこだったか、確か指定管理だかシルバーかに出している可能性があった——どうなのかなという思いがありますけれども、そういうところどうなのですか。そういうところはどういうふうを考えているのかも聞いてみたい。

指定管理に出せるところは出していくといふけれども、なかなか抱えている状況もあるし、ちゃんとそういう話があったといふのを担当でぶちっと切っているのか。それともちゃんと財政なりいろいろな親方のほうに報告して、次の契約公開といふか指定管理の募集のときとか、そういうところの糧にしているのかどうかを聞いてみたいのです。お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 そういうこれをやりたいとか、やってみたいとかという部分があったとすれば、全て私のほうには報告が来ます。そこでまた判断をしていくということですから、今こうしてもう特注みたいにやっている部分についてはそういうものはないということ

あります。

ご承知のように、お金を自分で出してまで管理しようなんてことはほとんどありませんから。万条のことを例に挙げて言うとそういうことです。区で4万円払ってそれでも自分たちでやりましょうとこういうことですから。そういう部分は全くありませんので、あれば当然検討します。ぶちぶちと担当では切りませんので、よろしくお願いします。

[何事か叫ぶ者あり]

○市 長 資料そういうものを提出しろということであれば、それは簡単なことですから出しますよ。指定管理料で幾ら、そのほかに維持管理的なことで指定管理料には含まれないけれども、そこにかかっているお金というのは、商工費だかなんかのほうに上がっていますから、それは調べればすぐわかることですから。

○議 長 22番・牧野晶君。

○牧野 晶君 済みません、何度も何度もやりとりを。要は、どこどこに、このものを例えば公園管理とかで、こういう人が営業してこういう提案がありましたよというのをちゃんと記録に残してあるか。どういう理由で断ったとかそういうのをしてあるかということですよ。そういうことをしているかどうか、教えていただきたい。

○議 長 副市長。

○副 市 長 1つはですね、公の施設というのは、ご存じのようにまず施設があることです。具体的に言うと、住民の福祉の増進を目的とすると、これが1つですね。それから次が住民の利用のためにつくっている。それから、地方公共団体がつくる。そういうのがいわゆる公の施設です。公の施設をどう管理するかの中で、先ほど総務部長が申し上げましたように、平成14年改正法で直営になったわけですね。そこで、私たちのほうは、公の施設を指定管理に出すか出さないかというふうに考えるわけです。

直営でできるものは直営でやっている部分もあります。公の施設の部分については、公募をするか、あるいは先ほど来出ている万条みたいに村でお願いするかというふうに振り分けています。公募するものについては、当然担当のほうで公募の資料をつくって公募をかけるので、そこで出てきた資料を2つのうち1つをなくすなんてことはありません。ちゃんとそれはとってございます。そして、指定管理審査委員会のほうに付議されますので、その中で——5名ぐらいですけれども——例えば2社あれば2社のうちこっちがいいという判断をして、市長のほうに提出します。市長がそれを議会に提出するという運びになります。ルールはそういうことです。

1つだけお願いしておくのは、例えば昔、ミニ総パでつくった集会場があります。名前と言うと欠之上というところがありますが、これはミニ総パで——ミニ総合パイロット事業ですが——つくった集落センターです。今の法律上から言えば、当然それは公の施設です。実際、欠之上の方々しか使えないとしても、条例をつくって設置条例がありますので、これについては期限が過ぎましたので、先ほどもちょっと話しましたが、期限が過ぎたものについては普通財産のほうにします。いわゆる行政財産から普通財産のほうに移します。

普通財産を欠之上区のほうに無償譲与するというので、指定管理——いわゆる公の資産から普通財産に直していくということですね。

そうしますとそれはいわゆる委託契約でいいわけです。行政財産ではないわけですから。なるべくそういう形にして、今回は五、六箇所、ここに上程をしないで区のほうにお願いをしようというのがあります。

したがって、ご質問の中の全て切ったりそこらでもみ消しているかなんて、そんなことはありません。うちのほうできちんと処理させていただいております。以上でございます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。まず本案に反対の立場の討論を認めます。

16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第111号議案 八海山麓観光施設の指定管理者の指定について、反対の立場で討論に参加するものであります。

先ほど来いろいろな質疑がありました。その中でも合併以前、11年前であります、そのときの協議の中でこういう施設をどうするのかということについて、恐らくこのまま継続をして先送りで何かをしたいという思いがあったのでありましょう。この施設自体はスキー場が昭和42年の開設でありますし、サイクリングターミナルは昭和58年の開設、体育館については平成2年となっております。この施設が旧大和町で開設された時期を推測してみますと、旧大和町におけるスキー場施設はここが恐らく2つ目であったと。町民にとって冬の健康管理、スポーツを楽しむその施設として、重要な施設であったのであると、そのことは十分理解をしているつもりであります。

しかしながら、合併して11年がたち、今またこの施設を指定管理に委託しようということについて、考えるべきものがやはりあるわけです。それは保健・医療・福祉・教育、こういう施設についてはなかなか完全民営化というのは難しいものでありましょう。しかしながら、産業に関連したこういう施設、第3セクターも含めてでありますけれども、こういう施設をそろそろ完全民営化する、そういう決意をする時期に南魚沼市は来ているのであらうと思っております。

また、同じスキー場、ここを含めて市内に10か所あるわけであります。冬場のスキーの入込みが400万人を突破しているという中で、このスキー場の位置としてどうなのかということを考えれば、競争の激しいスキー観光の中でこのスキー場が生き残っていく、そのためには何が必要なのか。それは資金援助であらうと思っております。しかし、そういうことが果たして民間圧迫になりはしないかということでありました。

もう1つは、完全民営化にすることによって、民間の新たな発想でこの施設が生まれ変わる可能性があるということでありました。私はそっちのほうに賭けてみたらどうなのかと思っております。魚沼市の例を見ていただいてもわかるように大英断でありました。非難ごう

ごうでありました。しかし、資本主義社会の自然淘汰という中で、どういうことが起きているのかということ了他山の石として見ることはできるわけであります。

私はここで、この施設のみならず第3セクターも含めて完全民営化、民間への払い下げ、ここに踏み切って、民間の知恵で今まであった公共施設をもっと生かしていただきたい。そういうふうには踏み切るべきだということで、この議案には反対するものであります。

○議 長 次に原案に賛成の諸君の発言を許します。

17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 新生市民クラブは時折こういうことがございます。私は賛成の立場で本案に討論に立たせていただきます。

なるほど私も4ページを見まして、昭和61年製のペアリフト、平成3年製の大型圧雪機、なかなか向こう5年間でもかなりのこれは更新経費がかかるのかなと感じさせていただきました。あまり甘い夢ばかり語ることはできませんが、このスキー場のまた特殊性といいますか、地域の皆さんが一丸となって会社をつくり、また大勢のボランティアの方に支えられた行事を行っている。

私ども南魚沼市としましては、このスキー場をまずは国際大学が使っております。やっと国際大学も400人という定員がほぼ満杯になるところまでできました。アジア、アフリカ、こういうところから来られる方々が主なわけでありますが、まず100%雪と遊んだことがない。2年間のこの田舎の勉強の中で、おもしろかったな、よかったな、地元の人たちと交わってよかったなという、こういういい思い出をつくって帰っていただくことが、これから始まるITパークの私は人脈の大きな可能性をつくることだと思っています。

また、このまま楽観的ことばかりは言いませんけれども、プラチナタウン構想。我々世代が今、大体孫を1人、2人持つ時代になりました。移住してくる我々世代が週末に孫を呼んで楽しむ、自慢をする。こういう雰囲気はどうしても必要だと思っております。向こう5年間、これがどういう形になってこのスキー場が展開するかはわかりません。

これは今申し上げた市のこれからの戦略と重なるわけでありますが、少なくとももう5年間はそういう将来像を描きながら、市のほうで最小限の支援をしながら、このスキー場を生かしていくという方向づけを探っていただきたい。このことも含めまして、私は賛成の立場で討論を終わります。大勢の方々の賛同をお願いいたします。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。

6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 私は賛成の立場で討論に参加させていただきます。新生市民クラブはいろいろな意見がありましたので、たまたまこういう形になりましたけれども。この件につきましては、多分この関連議案が出るたびにこういう議論になります。そして民営化というのがどうだかというのが、たびたびこの議場の中でも話に出ているわけであります。もう長らくといいますか、ここでまた更新になるわけですけれども、市のほうもそういう声を受けて、

これからこのスキー場については真剣にどういう形がいいかというのは、やはり検討しなければならない。その点は、私もそうですしいろいろな方がそう考えていると思います。

1つには、今ここでそうだからと言ってこれを否決して、たった今、冬のシーズンを控えている中でそれができるのかということになりますと、そう簡単には判断できない。今、前任者が言いましたように、これから5年間になるか1年間になるのかわかりませんが、その中できちんと方向性というのは出していただきたいというふうに思います。

その前に、この地域の冬の観光ということについて、もう一度やはり考えてみなければならないと私は思います。民間でもできるじゃないかということもありますけれども、今、公的な社会教育の立場での冬のそういうスポーツ振興みたいなのも言われている中ですし、そういうところも考え合わせながら、これからスキー観光も含めた冬の生活ということでの考え方もきちんとしていかなければならないと思います。

もう1点だけ、ここはやはりきちんと理解していただかなければならないのは、民間ではなかなかできないことをこのスキー場はやってきたということであります。来年スペシャルオリンピックがありますけれども、このスキー場はずっと長らく障がい者を受け入れながら、そういうところにもきちんとやってきたところであります。聞くところによりますと、今このスキー場でやっている障がい者のスキー大会といいますか授業につきましては、ほかの民間でやってきたのですけれども、なかなか民間ではやれない状況がありまして、今、八海山麓スキー場ではずっと長らくやっているということもあります。公で持っているからできるところも今まではあるのだと、やっているのだということも理解していただきたいと思います。

ずっと皆さんが言っているような、そういう現実的な民間でやっている大変さのところもきちんと考えていただきながら、これからやはり真剣に冬の観光ということも、そしてまた教育ということもあわせて、私たちは執行部と一緒に考えていかなければならないところだと思うのです。ここでこの場に及んで、ここに来てだめだというわけには、もう外は雪が降っていますし、なかなか今回はできませんので、私は今回、賛成の立場で討論に参加させていただきました。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。

13番・小澤 実君。

○小澤 実君 南魚みらいクラブを代表して、賛成の立場で討論に参加いたします。今ほど来お話ありましたけれども、今、指定管理を受けていただいている株式会社アクティでございますが、非常に今の中で一生懸命やっております。また、地域とのかかわりを非常に強く持った中で運営がっております。

現状の中で冬を切ってしまうということは、夏場もつながらないというそういう流れになるかと思えます。冬のスキーがあつてターミナル事業が機能しておりますし、そのターミナルの運営が、またきのうも話をしましたけれども、サイクリングロードであるとかそうい

った広い意味合いでまた機能してまいります。

今後はC C R C構想も絡んで、今のアクティの事業の中でそれらにも一生懸命取り組むという中で、動いていっていただけるものだと思っておりますので、多くの皆様からご賛同いただきたいと思っております。賛成の立場で討論といたします。

○議 長 討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 111 号議案 八海山麓観光施設の指定管理者の指定について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 111 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 15、第 119 号議案 字の変更についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 それでは、第 119 号議案 字の変更についてご説明申し上げます。本議案は、国土調査事業に伴い字の不整合等の整理により字を変更するもので、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案 5 ページをごらんください。議案資料、字変更を必要とした理由に記載のとおり、平成 26 年度に現地調査を実施しました宇津野地区第 7 計画区国土調査事業につきまして、水田等一体的に利用する一面地でありながら、字の相違により合筆できない筆の字を整理して合筆できるようにし、あわせてそのことにより生ずる周辺の筆の不整合を整理するため、今回、字の変更をお願いするものであります。当該箇所は、6 ページの字区域変更総括図で示す第 7 計画区宇津野地区内で、議案 3 ページ、4 ページの変更調書に記載のとおりでございます。

1 ページに戻っていただき、国土調査法第 19 条第 2 項の規定による成果の認証の日から施行したいものでございます。

以上で第 119 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 119 号議案 字の変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 119 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 16、第 120 号議案 市道の認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 それでは、第 120 号議案 市道の認定についての提案理由をご説明申し上げます。今回の市道認定は新規 3 路線を提案するものでございます。道路種別、起終点の地番、延長、幅員、主な経過地は記載のとおりでございます。

それでは、議案資料の図面で説明させていただきます。3 ページをごらんください。図面番号 1、路線名、河原崎 1 号線、延長 55 メートル、幅員 4 から 8 メートルでございます。当該路線は六日町地内、行政区は伊勢町になりますが、この道路は市道館西浦線を起点とする地元行政区から要望のありました路線でございます。十二沢川改修工事関連で一部つけかえられた袋状路線であります。市道認定に関する取扱要領における基準に合致することから認定をお願いするものでございます。

続きまして 4 ページをお願いいたします。図面では 10 月 31 日に開通しました国道 17 号六日町バイパスを 1 点鎖線により図示しております。この後のバイパス関連の図面も同様でございますので、よろしくをお願いいたします。

図面番号 2、路線名、小栗山バイパス側道 2 号線、延長 252 メートル、幅員 9 メートルでございます。当該路線は、国道 17 号六日町バイパスの供用開始に伴います周辺市道の再編によるものであり、関越自動車道の側道の市道側道 17 号線から市道滝ノ沢野際線までのバイパス西側の側道でございます。

続きまして 5 ページをお願いいたします。図面番号 3、路線名 小栗山バイパス側道 3 号線、延長 350 メートル、幅員 9 メートルでございます。当該路線も国道 17 号六日町バイパスの供用に伴う周辺市道の再編によるものであり、県道平石西ノ浦線から市道入村野際線までのバイパス東側の側道でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 120 号議案 市道の認定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 120 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 17、第 121 号議案 市道の路線変更についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 それでは、121 号議案 市道の路線変更についての提案理由をご説明申し上げます。市道の路線変更として 2 路線の終点変更を提案するものでございます。変更前後の道路種別、起終点の地番、延長、幅員、主な経過地は記載のとおりでございます。

それでは議案資料の図面で説明させていただきます。3 ページをお願いいたします。図面番号 4、路線名 宮田東線、変更後の延長は 89 メートル減の 372.2 メートル、幅員は変更前と同じ 2.2 から 8.1 メートルでございます。当該路線は、終点側の 89 メートルが国道 17 号六日町バイパスの道路区域となることから終点を変更するものでございます。

続きまして 4 ページをお願いいたします。図面番号 5、路線名 野際西線、変更後の延長は 10 メートル減の 552.3 メートル、幅員は変更前と同じ 3.7 から 6 メートルでございます。当該路線も、終点側の 10 メートルが国道 17 号六日町バイパスの道路区域となることから終点を変更するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 121 号議案 市道の路線変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 121 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 18、第 122 号議案 市道の路線廃止についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 それでは、第 122 号議案 市道の路線廃止についての提案理由をご説明申し上げます。廃止する路線の道路種別、起終点の地番、延長、幅員、主な経過地は記載のとおりでございます。それでは議案資料の図面で説明をさせていただきます。

3 ページをお願いいたします。図面番号 6、廃止する市道の路線名は宮田西線、延長 155.7 メートル、幅員 4.3 から 4.8 メートルでございます。当該路線は、全区間が国道 17 号六日町バイパスの道路区域となることから廃止をするものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 122 号議案 市道の路線廃止については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 122 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 19、第 123 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第 123 号議案につきまして提案理由を申し上げます。人権擁護委員の木村恵美子氏は、平成 28 年 3 月 31 日をもって任期満了となりますが、引き続き人権擁護委員の候補者として、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、法務大臣に推薦するに当たり議会のご意見をお伺いするものであります。

木村氏の経歴につきましては、資料のとおりであります。2 期 6 年間、人権擁護委員としてご尽力いただくとともに、長い教職経験の後、魚沼・南魚沼・十日町保健所感染症審査協議会委員としてご活躍されておりまして現在に至っております。人格識見ともにすぐれておりまして申し分のない方です。

なお、任期につきましては、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 3 年間となります。皆様方からそれぞれご審議いただき、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決は起立により行います。第 123 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第 123 号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議 長 日程第 20、第 124 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 124 号議案につきまして提案理由を申し上げます。人権擁護委員、中島澄江氏は、この方も平成 28 年 3 月 31 日をもって任期満了となりますが、引き続き人権擁護委員の候補者として、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、法務大臣に推薦するに当たり議会のご意見をお伺いしたいものであります。

中島氏の経歴については資料のとおりでありますけれども、1 期 3 年間、人権擁護委員としてご尽力いただくとともに、長い教職経験の後、学校支援地域本部事業大崎小学校地域コーディネーター及び大和地区主任児童委員としてご活躍をされ現在に至っております。人格識見ともにまことにすぐれておりまして申し分のない方であります。

なお、任期につきましては、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 3 年間となります。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決は起立により行います。第 124 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員。よって、第 124 号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議 長 日程第 21、第 125 号議案 南魚沼市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第 125 号議案につきまして、提案理由を申し上げます。南魚沼市教育委員の角谷正雄氏は、平成 27 年 12 月 24 日をもって任期満了となりますが、再任につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、ご同意をお願いしたいものであります。

角谷氏の経歴につきましては、資料のとおりでありますけれども、平成 19 年 9 月から南魚沼市教育委員に就任され現在に至っております。角谷氏は子育てから教育、学術、文化について識見の高い方でありまして、市の教育行政をお任せするに最適の方であると考えているところであります。引き続き任命をいたしたく議会のご同意を賜りたいものであります。

なお、任期につきましては、平成 27 年 12 月 25 日から平成 31 年 12 月 24 日までの 4 年間となります。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 教育委員会委員の任命でありますので、角谷正雄氏本人がどうのこうのと言う前に市長にお伺いしたいのは、南魚沼市教育委員会のあり方であります。教育畑出身という方は 1 人もいないという状況が続いているわけでありまして、状況的にどうでしょうか。学習指導センターも含めてそれなりに指導主事の方が数名いらっしゃるという中で、民間人だけで教育委員会は十分だという考えをずっと持ってこられたわけでありまして。今回、また角谷さんを民間人として教育委員にということでありますけれども、そこも含めて私は教育委員をそろっと公募という考え方があったのではないかと感じておりますので、そこをまずお聞きしたいというのがあります。

○議 長 市長。

○市 長 私は就任以来、教育委員あるいは教育長——教育長も教育委員でありますけれども、特に小中学校を経験された教職員の O B の皆様の任命と申しますか、選任については、極力するべきではないという考え方を持っていました。現に先輩が、現在現役でいらっしゃる皆さん方の先輩が教育委員あるいは教育長という立場についたときの弊害というのは、私は自分なりに目の当たりにしてきたわけでありまして、教育関係と言っても、いわゆる教員出身者でなければできないということでは全くないわけでありまして。それは我が市の今日までの教育行政を見れば、全く他の教育行政より相当進歩しているといえますか、

活性化もしているところでありまして、これからもそういう考え方を私は今、自分では変えるつもりはございません。

それから、公募ということですがけれども、公募ということになったときの複数、いわゆる定数以上に立候補された場合ですね。これはやはり非常に後々の禍根を残す種になりはしないかと私は思っております。しかも、教育委員という崇高な立場の部分について、これを公募してその中から選ぶという考え方については、私はあまり賛成できませんが、それは時の流れの中で、議会の皆さん方だっただけで崇高い立場、選挙を勝ち抜いてきているわけですから。そういうことではありますので、全くしないというつもりではありませんけれども、今、教育委員を急に公募するかと。とても私はちょっと、それにも賛成しかねるところであります。

自薦という方も今まで何人かありました。私を教育委員にしてくれという方もありましたけれども、それらについては特に考慮せずに、地域の皆さん方、あるいは議会の皆さん方もそれぞれ相談をしながら、最適任な方をこうして選任をさせていただいているところがあります。これはこれで私はすばらしい方法だと思っておりますので、今のところはその公募の考え方もないということで、ご理解いただきたいと思っております。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 民間の方が教育委員になられるということでありましてけれども、塩沢保育園と中保育園を統合して、中保育園の敷地内に新しい統合の、こども園になるのか、保育園になるのかわかりませんが、新築をすると。この保育園については指定管理ということで民間にお願いをしたいという意向でありました。これは多分変わっていないと思います。

そうしますと、この方は実は金城わかば幼稚園、保育園の園長でありますので、そういう形で果たしてよいのかという心配もあるわけです。そうすると、新しい保育園の指定管理者を募集するときに、申しわけないけれどもこの方には手を挙げる中には入らないでいただきたいと。金城わかば幼稚園ですね。そういうことの配慮をするのかどうかということでもあります。やはり、市のいろいろなものの指定管理を受けるということについて、それを受けようとする団体の代表が、やはり公職についているということはどうなのかなと思いがあられるわけです。そこのお考えをお聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 一般的な請負工事だとかそういうことについては、今、議員がおっしゃるような懸念、あるいは疑念というのは持たれても仕方がない部分というのはあるかもわかりませんが、保育園というのは、これは市のほうでやらなければならない業務をかわってやっていただくわけでありまして、まさにそこに利益が絡むとか、利権が絡むとか、そういうことは一切私はないと思っております。

ですので、角谷氏がもし再任をされて、その期間中に中保育園の指定管理ということが出たときに、立候補しないのを、自分でやりたいと言わないのを無理やりおまえさんでなければだめだなんて言ってやるつもりはありませんけれども、指定管理の受け付けをした中で候

補として上がってきて、それはもうさっき副市長が申しあげましたように、審査会で審査をした上での決定事項になりますので、それを尊重していくということであります。排除するという考え方は全くありません。そしてそれが別に倫理的にもとるとも全く思っておりません。教育委員というのは、そういうところにいわゆる権限を及ぼす立場でありませぬので、全く心配はしておりませぬ。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 公職にあるものが、市のほうの事業の委託を受けるということについても、私は結果的に新しい保育園のほうに指定管理に出して、金城わかば幼稚園さんにお受けになったとするならば、結果的にそうなったとしても、そこに至るまでにもう既に話はでき上がっていたのではないかと、当然市民の方はそういうふうにするわけでありませぬ。となれば、そういう疑いを持たれないためにも、やはりそこは慎重にするべきであろうと思ひます。

ということは指定管理としたときには、申しわけないが金城わかばさんについては募集があったとしても除くというところは、これははっきりしていなければ私はだめだろうと思ひておひます。

ただ、塩沢地域については、大木六保育園をどろんこ会というところをお願いをするというのが出ました。どういふ方たちが指定管理者として名乗りを上げてくるかはわかりませぬ。わかりませぬけれども、結果的に金城わかばさんに行ったということになれば、それは決まっていたことではないかというふうに疑いを持たれるわけだ。要するにそういう疑いを持たれないためにも、私はそういう配慮をすべきではないかなと思ひますが、市長の意見を伺っておひます。

○議 長 市長。

○市 長 全くない糸を紡ぎながら疑いをかけていくということになれば、それはあるかもわかりませぬし、ちまたの中ではそういう話が出るのかもわかりませぬが、全くそういうことがあるはずもありませんので、今からもう決まっていたなんて、今ここで議員がご質問いただく、この時点でもう決まっているのだなんてことを言われたって、まだ中保育園ができているわけでもありません。

そして、その立場で、さっき言ったようにその経過を踏みながら結果としてそうなったということの中で、裏取引があったとか、あるいはもう最初から決まっていたのではないかというような疑惑が持たれるようであれば、持たれないようにするということしかありませんし、全くそういうことをしなければならぬ理由というのが私には見当たりませぬ。権利のある方が、しかも立場を利用してということではなくて、そこに参画をしたいというのに最初から排除するなんてことは、私は考えませぬし、できるはずもないと思ひておひます。私はしませぬ。よろしくおひします。

[何事か叫ぶ者あり]

○議 長 質疑は議長を通して発言をしてください。

市長。

○市 長 中保育園と塩沢保育園が統合しますということを言っていますから、私の考え方は、そうなれば当然指定管理でやっていくほうがいいだろうとういうことを言っています……（何事か叫ぶ者あり）私は言っていますよ。だって、前からそう言っていますから。合併したときから言っていますから、私は。皆さん方は話を何度も聞いているわけでしょう。私はそう言っていますが、何か不都合があって、それは絶対だめだということになればしませんが、いいですか。私が今まで保育園の統廃合計画、整備計画の中でもずっと言ってきたのですよ。

ですから、そういう問題がまだ残っているので、保育園の保育士さんの定員を今は今のままにしてありますと。それがもしだめであれば、それはまたそこで保育士を雇うなり何なりすればいいわけですから。そういうことをずっと私は整備計画というか、保育園の統廃合の部分を含めた中で、それはもう就任以来、私は言っていることです。ただ、それを決定したというところまで行っていませんから、私はそうしたいということを行っている。何か不都合がございますでしょうかね。

○議 長 休憩といたします。

[午後 2 時 27 分]

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

[午後 2 時 34 分]

○議 長 第 125 号議案 南魚沼市教育委員会委員の任命についての質疑を続行いたします。

[「なし」と叫ぶ者あり]

質疑を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決いたします。第 125 号議案 南魚沼市教育委員会委員の任命について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員。よって、第 125 号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議 長 日程第 22、閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長から所掌事務について、各常任委員長から所管事務について、それぞれ会議規則第 111 条の規定によって、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査について申し出があります。

○議 長 お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とす

ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議 長 以上で、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。これをもちまして平成 27 年 12 月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

〔午後 2 時 35 分〕